

官報号外

平成三十年五月二十五日

○第一百九十六回 衆議院会議録 第三十号

平成三十年五月二十五日(金曜日)

議事日程 第二十四号

平成三十年五月二十五日

午後一時開議

第一 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第二 災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○本日の会議に付した案件

厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案(辻元清美君外六名提出)

日程第一 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案(内閣提出)

日程第二 災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出)

ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外七名提出)

○議長(大島理森君) 厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。西村智奈美君。

厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案

[本号末尾に掲載]

(西村智奈美君登壇)

○西村智奈美君 立憲民主党の西村智奈美です。

私は、立憲民主党・市民クラブ、国民民主党・無所属クラブ、無所属の会、日本共産党、自由党、社会民主党・市民連合、この各派を代表して、ただいま議題となりました厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案について、提案の趣旨を御説明いたします。(拍手)

まず、決議案を朗読いたします。

本院は、厚生労働大臣加藤勝信君を信任せず。

右決議する。

(拍手)

以上であります。

加藤勝信厚生労働大臣は、安倍内閣が打ち出した働き方改革について、当初から担当大臣として深くかかわり、昨年からは、厚生労働大臣として

國民の命と健康を守るはずの改革に真摯に取り組むことを私は期待しておりました。しかし、大変残念ながら、國民の期待を裏切り続いている加藤大臣に、これ以上、厚生労働大臣の重責を任せられるわけにはいきません。

けさの理事会で、大変驚くべき出来事がありました。この間、ずっと野党から精査を求めてきました。この間、ずっと野党から精査を求めてきました。

○議長(大島理森君) 厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案を議題といたします。

提出者の趣旨弁明を許します。西村智奈美君。

厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案

[内閣提出]

当初、一万一千五百七十五件のデータから、裁量労働制に係る部分が不適切であったとして削除されました。それでもおかしいところがあるので

はないかと野党が精査を求めたところ、九百六十件について新たな異常値が見つかったということで、全体から二割のデータが削除されました。

残りの八割は正しいのかと野党が精査結果の提出を求めて、その内容を見ていましたら、やはりおかしいと思われる箇所が何カ所も見つかりました。

その中の一つについて、先週、我が党の尾辻かな子委員が、異なる事業場なのに時間外労働時間の一日、一週、一ヶ月、一年の数値がびつたり同じデータがありまして、これはおかしいのではないかとただしましたが、厚生労働省は、理論上はあり得るとの答弁で、加藤大臣も、精度は上がつたと答弁をしておられました。

ところがです。けさになつて、しつつ「異なる通し番号でデータが全て一致しているものについて」という資料が理事会で配付され、何と、コピーの混在により同一の調査票を二重に集計していたものが六件あったとの資料が配付されたんです。

次から次へと、おかしな資料やデータが出てくる。これは底なし沼ですか。こんな状況で、エビデンスに基づく議論はとても期待できません。

データの間違いが次から次へと見つかってもなお、法案の正当性を強弁し、きょうの法案採決を強行しようとする。厚生労働行政への信頼が失墜していく中で、何一つリーダーシップを示すことができない加藤大臣は、不信任に値します。

また、加藤大臣の委員会での答弁は、実に巧妙です。野党からの追及をかわす手法を、幾つも幾つも加藤大臣は駆使してきました。すなわち、論点のすりかえはぐらかし、個別の事案にはお答えできない、話を勝手に大きくして答弁拒否するなどであります。

例えば、論点のすりかえでは、「御飯論法などと言われますが、例えはこういうことでございま

官報 (号外)

質問者。朝御飯を食べなかつたんですか。答弁者が、それは黙つておきます)。つまり、朝御飯を食べましたかと聞かれたときに、誠実な考え方は、食べましたですね。しかし、回答者は、朝御飯を食べたかを聞かれているのに、食べたとは答えたくないので、御飯を食べたかを問われているかのように論点をすりかえた上で、御飯は食べませんでしたと答えているわけです。

実際には、御飯ではなくパンは食べていただけですが、それは答えていません。尋ねた人は、朝御飯は食べなかつたんだろうなと思うであります。大変不誠実な答えであります。

ちょうどそういうやりとりは、野村不動産への特別指導の背後にあつた過労死の事案認識をめぐつて行われております。

三月五日月曜日、この日の参議院予算委員会で、石橋通宏議員の質疑に対し、安倍首相と加藤大臣はこう答えていました。

石橋議員はこのように質問しておりました。曜日の朝日新聞の朝刊一面トップ、裁量労働制、野村不動産の裁量労働制、まさに昨年末に発表さ

れど、問題となつた違法適用、この対象になつていた労働者の方、五十代の男性職員が二〇一六年の九月に過労自殺をしておられた。昨年、御家族が労災申請をされて、まさに特別指導の結果を公表された十二月二十六日、その日に労災認定が出ていたということです。総理、この事実は御存じでしたね。

それに対しても安倍総理は、これは、特別指導についてですか、特別指導について報告を受けたといふことですかというふうに確認をした上で、特別指導については報告を受けておりませんが、今

えました。

石橋議員。安倍総理は報告を受けていなかつたと。加藤厚労大臣はもちろん知つておられたで

しょうね。

加藤大臣。それぞれ労災で亡くなつた方の状況について逐一私のところに報告が上がつてくるわけ

ではありません。

石橋議員。安

倍総理は報告を受けていなかつたと、

「ございません」ということと、「一つ一つにつ

いてそのタイミングで知つていたのかと言われ

れば、承知をしておりません」となつていています。

石橋議員。安

倍総理は報告を受けていなかつたと、

「ございません」ということと、「一つ一つにつ

があり、なぜだろうといぶかしく思つておりまし
たが、これがよく考えられた日程だったのです。

二十三日には、防衛省がないとしてきたイラク
派遣時の活動報告を自衛隊内部で見つけられたと
いう問題で、その調査結果を国会に報告する日に
なつてきました。また、働き方改革法案の強行採
決も二十三日にあるのではないかと言われていま
した。

つまり、森友、イラク日報、働き方強行採決の
三つを同じ日にぶつけて、それぞれ国民への衝撃
の度合いを薄め、そして翌日から総理はロシアへ
行き、国内の懸案事項から外交へと国民の目をそ
らさせようとする。そういう意図がありありと浮
かんでまいります。そうではなかつたら、なぜ二
十三日にこんなに重大なことが集中するのでしょ
うか。

イラクの日報については、組織的隠蔽という事
案にはつながらない防衛省は述べていますが、
事務次官を含め十七名もの内局職員と自衛官が処
分される今回の事案で、本当に組織的隠蔽がな
かつたと言えるのでしょうか。
そもそも、なぜ、指示を出したとされる稻田前
大臣は調査対象になつていませんか。

問題の源流は、稻田前大臣の指示の有無にあり
ます。下流の指示の受け手だけを調査して、全容
の解明ができるわけはありません。トップの責任
は不問に付し、役所内部に責任を押しつける。余
りに露骨ではありませんか。

また、シビリアンコントロール上も大きな問題
があります。

防衛省の報告書では稻田前大臣の再探索指示は

あつたと認定しましたが、指示と認識していな
かつた自衛官も多く、再探索の結果は稻田前大臣
に報告されてもいません。再探索の結果を確認で
きていたなかつた大臣が実力組織を統制することが
本当に可能なのでしょうか。戦後、長い論争の末
に到達した文民統制という柱が、大きく毀損して
います。公務員の業務遂行のあり方として問題が
あつたという指摘すらあります。

今回の数々の問題に対し、トップに立つ政治
家、職員と自衛官は、真剣に向き合わなければな
りません。この調査報告が出て終わりにしてはい
けません。

さて、翻つて、森友学園の土地売却をめぐる問
題、加計学園の獣医学部新設をめぐる問題です。
重ねて申し上げますが、これは加藤大臣を含む
安倍内閣全体への信頼性の問題であり、ここか
ら、裁量労働制のデータ捏造、労働時間等総合実
態調査の誤った作成方法、過労死を生み出す高度
プロフェッショナル制度の強引な創設など、今回
の働き方関連法案を議論するに当たつて、内閣全
体にその資格があるのかどうかが問われる大事な
問題ですから、しっかりと説明させていただきま
す。

総理は、問題が起きるたびに、うみを出し切
る、説明責任を果たすなどとおっしゃいますが、
本当にそういうつもりがあるのでしょうか。本当
にそうなら、うみを出し切るための具体的なアク
ション、説明責任を果たすための具体的なアク
ションをとつてしかるべきと思いますが、この
間、何もそういうことがとられた気配はありません
せん。予算委員会が開かれても、説明責任を果た
た議論ができていたでしょ。一年以上も国民と

す、調査すると、同じ答弁の繰り返しで、では何
をしているのか、一向に見えないのでです。

そもそも、うみとは何を指して言つておられる
のでしょうか。役所の担当者に責任を押しつけ
る、いわゆるトカゲの尻尾切りがなされるのであ
れば、うみなど出し切ることは到底できません。

うみをつくり出しているうみの親をしつかりと突
きとめ、原因そのものを排除しなければならない
はずです。

しかし、この間、総理は本当にそれを突きとめ
るための努力をしてきたでしようか。自分や妻が
かかわつていたら総理をやめる、国会議員もやめ
ると断言していたにもかかわらず、妻の安倍昭恵
氏がかかわっていることが明白になつた今も、そ
して愛媛県の中村知事が行政文書を公開した今
も、知らない、会っていない、覚えていないと繰
り返すばかりです。

次から次へと明らかになる事実から、証拠は
整つてきています。自分が言つていることが全て
だから信じろと言わんばかりの国会答弁が、うそ
にまみれているのではないかと多くの国民が疑問
視していることを総理は御存じないのでしょう
か。

野党は、一年以上前からこれらの問題を追及し
てきました。野党が追及してこなければ、森友、
加計問題は今も全く闇の中だつたはずです。

その証拠が、五月二十三日、参議院予算委員会
の理事懇談会に提出された、膨大な廃棄された公
文書の山であります。これが隠蔽されることなく
一年前に提出されていたら、国会はもつと充実し
た議論ができていたでしょ。一年以上も国民と

国会はだまされてきたのです。この貴重な時間を
返していただきたい。これは、与野党問わず、議
会人として全ての議員が共ができる思いなのでは
ないでしょうか。

森友学園に対する国有地売却事案は、約九億五
千六百万円と評価された国有地が、なぜ八億一千
九百万円も値引きされ、一億三千四百万円で売却
されることになったのかという、税金の使われ方
の問題です。

廃棄したと説明してきたのは、学園側との交渉
記録約九百六十ページ、改ざん前の決裁文書十四
件、三千ページ以上、本省相談メモの三点です。
財務省は、理事懇談会で、二〇一七年二月下旬以
降、国会答弁との整合性をとるために、当時、保
管されていた交渉記録の廃棄を進めていたことが
認められたと説明しました。ちょうどそのころ、
当時の佐川理財局長が、面会等の記録は廃棄して
いると答弁していたのです。

廃棄していると国会で答弁したから、国会会期
中に廃棄し始めた。あり得ないことです。こんな
むちやくちやが、曲がりなりにも公文書管理法と
行政情報公開法のある二十一世紀の我が国で発生
するなんて、あり得ません。

いつから我が国は眞実がねじ曲げられる国にな
つてしまつたのでしょうか。日本は、国際社会
の中で、法治国家として法の支配を主張してきた
のではなかつたのですか。都合の悪い文書が改ざ
んされ、捏造され、隠されて、捨てられる、こん
なことがまかり通れば、他国がどうこうと言えな
くなつてしまします。

提出された交渉記録の中には、安倍首相の妻、

昭恵氏付の政府職員だった谷査恵子氏が、二〇一五年十一月、財務省理財局の担当者に学園との土地取引について問い合わせた内容もありました。そこには、安倍総理夫人の知り合いの方から優遇を受けられないかと総理夫人に照会があり、当方からお問合せさせていただいたと記されていました。

先月十一日の予算委員会で、安倍総理は、谷氏が自発的に照会したものだと枝野代表への答弁をしていましたが、総理夫人に照会があつたものを谷氏がどうやつて自発的に照会できるのでしょうか。謎は深まるばかりです。

眞実を明らかにし、国会に出てくる文書が信頼に足るものであると与野党が納得できるようになる責任は、政府、そして内閣にあります。

加計学園による獣医学部新設をめぐる問題です。

五月二十一日、これまた、参議院予算委員会に愛媛県が文書を提出しました。政府は、国家戦略特区制度を使って、加計学園だけにしか通れない鍵穴をつくったんです。本来、国家戦略特区は全国展開することを前提に実施されるものであると承知していますが、獣医学部の新設に関しては、後にも先にも加計学園だけが獣医学部をつくることが認められるように、鍵穴をより複雑に、要件を書き足して閣議決定しているのです。

国家戦略特区ワーキンググループにおいて、八田座長は、適正な手続で特区の選定を行つたと言つていましたが、加計学園に獣医学部が新設されようになれば、他の結論に到達するはずなどありませ

ん。

加計問題の疑惑については、手続の中立性、公平性に大きな疑義があります。やはり加計ありきではなかつたのでしょうか。そして、総理へのそんたくはなかつたのでしょうか。総理に親しい人が得をする仕組みだつたのではないかとおもします。

学部新設を認める根拠となる四条件を本当に加計学園はクリアしていないかもしない、そういう疑惑がある中で、ここは、安倍内閣に対する信頼性を回復してもらうためにも、しっかりと与党の皆さんからも説明をお伺いしたいところであります。

愛媛県の文書には、このように書かれていました。

二月二十五日とされる日に、安倍総理と加計氏の面会があり、「理事長から、獣医師養成系大学空白地帯の四国の中治市に設置予定の獣医学部では、国際水準の獣医学教育を目指すことなどを説明。首相からは「そういう新しい獣医学の考えはいいね。」とのコメントあり。また、柳瀬首相秘書官から、改めて資料を提出するよう指示があつたので、早急に資料を調整し、提出する予定」と記載をしております。

しかし、安倍総理は、この面会を否定していま

す。官邸に記録がないことをその根拠としておられました。

しかし、首相動静にも掲載されず、総理と面会するルートは幾つもあります。通用口から入つたり、カメラのある動線を通らずに執務室に入つた

公文書を改ざんしない、これは、日本の民主主義を機能させるための大変な、基本的なルールの

はすで、官邸での滞在時間が二千三百日を超え、在職歴代一位が視野にある安倍総理は、十分御承知の上で答弁しているはずであります。全く根拠になりません。

愛媛県からの文書を見ると、このいいねの後、柳瀬氏が加計学園の獣医学部新設のために奔走した姿が浮かび上がつてきます。ある政府関係者は、面会ややりとりを否定し、文書で覆されるごとに繰り返し、首相は自分で自分を追い込んでいるとため息まじりに語つたとの記事がありました。

誰がうそを言つているのでしょうか。愛媛県

と、安倍総理、柳瀬秘書官との主張は真っ向からぶつかり合っています。前川前文部科学事務次官は、総理が御自身の名前を出してみずから正当性を主張することに異議を唱えています。ここに至つては、愛媛県の中村知事、前川前次官を始め関係者の皆さんを国会に招致し、眞実をお話しいただくことが必要不可欠だと私は思います。

朝日新聞社が十九日、二十日に行つた世論調査では、安倍総理や柳瀬秘書官の説明で疑惑が晴れたか聞いたところ、疑惑が晴れていない、これが八三%、自民党支持層でも七六%の方が疑惑は晴れていないと回答されていました。ぜひこのことを重く受けとめていただきたいのです。

一つのうそをつき、そのうそをまた隠そうとすれば、新たにうそをつかなくてはなりません。誰かのせいにしたり、はつたりで面会ややりとりを否定したりせず、眞実を語るべきであります。

公文書を改ざんしない、これは、日本の民主主義を機能させるための大変な、基本的なルールの

一つです。国会では眞実を語り、うそをつかない、これもそうです。捏造したデータを出さない、これもそうです。しかし、今の国会では、こにとつて本当に安全なことなのでしょうか。うそやでたらめの情報をもとに議論し、間違つた方向へと議論が向かつていくことは大変危険です。だから、労働時間等総合実態調査のやり直し、そして精査のやり直しを私たちが求めているのであります。

ルールを破つた政府に対し、国会がそのル

ル無視を不問に付し、議論を続けることが、国民にとって本当に安全なことなのでしょうか。うそ

やでたらめの情報をもとに議論し、間違つた方向へと議論が向かつていくことは大変危険です。だ

れらが全て行われている。

福田次官のセクシュアルハラスメント問題について、私は、福田次官の行為も問題だと思いますが、その後の財務省及び財務大臣の対応が決定的にだめだと断ぜざるを得ません。

福田次官のセクシュアルハラスメント問題について、私は、福田次官の行為も問題だと思いますが、その後の財務省及び財務大臣の対応が決定的にだめだと断ぜざるを得ません。

まず、財務省は、事後に、みずから顧問弁護士を務める法律事務所に調査を依頼しました。セクハラを受けた被害者が、被害当事者サイドの顧問弁護士事務所に被害を申し出ることができると本当に考えたのでしょうか。

加害者サイドと切り離されたところで被害状況を聞くこと、これはあらゆるハラスメントへの対応において鉄則です。しかし、財務省は、本人からの申出を待つばかりで、それ以外の有効な調査方法を、野党の側から提案しているにもかかわらず、検討しようともしませんでした。余りにも被

害当事者の心情を傷つけるものだったと思いま
す。

セクシユアルハラスメントで二次被害を起こさ
ないように十分に配慮する必要もあります。しか
し、麻生財務大臣は、福田は優秀な次官、嫌だつ
たら男性記者に差しかえればいいなどと福田次官
をかばうような発言、そして、女性の活躍促進と
言つてゐる安倍内閣の一員であるのに女性の活躍
を妨害するような発言を続け、あげくには、セク
ハラという罪はない、セクシユアルハラスメン
トをなくしたいと考えている人たちの神経を逆な
でするような暴言を吐きました。

確かに、日本にはセクハラという罪はありません
。男女雇用機会均等法、人事院規則などには、
事業主や官公庁の長に、セクハラ防止の啓発や相
談窓口の設置、セクハラが起きたときの対応を求
める規定はあります、セクハラそのものを禁止
する規定はありません。

しかし、民事訴訟においては、民法の不法行為
の規定を根拠に判例を積み重ね、セクハラはいけ
ないというルールをつくり上げてきました。少し
ずつ、被害に遭つた人が泣き寝入りせず、声を上
げられるようになつてきました。そこでもつてきて
、セクハラ罪はないといつ麻生大臣の言い方は、こうした長年の努力を一瞬で崩
してしまいかねません。ますます被害者が被害を
言ひ出しつづくなってしまいます。

こうした閣内からのとんでもない発言に対し
て、少なくとも、職場におけるセクシユアルハラ
スメントに対する措置義務を求めている男女雇用
機会均等法、これを所管する厚生労働省の加藤勝

信大臣から、麻生大臣に対してもさめの声や注意
する声が一言も発せられなかつたといふのは、一
体どういうことでしょうか。見て見ぬふりです
か。これでは働く女性たちがつかりです。この

一件だけをもつしても、加藤大臣に、厚生労働
大臣として不適切だと断するに十分であります。
欧洲や米国など、ほとんどの先進国ではセクハ
ラ禁止が法律にあります。フランスや台湾では、
刑事罰のセクハラ罪も規定しています。日本は國
連から禁止規定をつくるように勧告されています
が、これを無視し続けてきました。麻生大臣は、
日本のこの法の欠陥をわかつておられて、セクハ
ラ罪はないとおつしやつたのでしよう。もしセク
ハラ罪があつたら、福田次官は刑事罰に問われて
いたかもしません。

セクハラを定義することはそう簡単ではないと
私も理解しています。立憲民主党では、法の不備
を放置することはできないという立場から、時間
はかかるかもしれないが、何がしかの立法はでき
ないかと、作業チームで検討を始めました。
雇用主と従業員という立場を超えた今回のよ
うなケースにおいても、ハラスメント被害は発生し
ています。加藤大臣は働く人たちのセクハラ禁止
に後ろ向きですが、女性も男性もそれぞれが仕事
の上で能力を發揮できるよう、今回の件を契機
に、何がしかの対策がとれないかと、前向きの姿
勢で取り組むべきだったのではないかとしようか。
加藤大臣には、この点についてもリーダーシップ
が全く見られません。

働き方改革は総理案件だから、高度プロフエツ

や働く人たちからの声があつても突つ込んでい
く。しかし、セクハラへの対応強化は何もしな
い。森友、加計問題をめぐつて、世間では上ばか
り見て出世を重ねてきた人をヒラメ官僚などと呼
ぶようですが、加藤大臣も安倍総理の言いなりな
のですか。大臣が聞くべきは、もっと本当に法律
や制度によつて救済が必要な人たちの声、これを
聞くべきなことがあります。

働く女性のセクシユアルハラスメント事業案で
あつたにもかかわらず、被害者救済のために前向
きな発信を全くされず、二次被害が生み出されて
いるにもかかわらず、それにに対する警告も行わ
ず、女性の活躍促進や一億総活躍などとスローガ
ンばかりを唱える大臣に、その資格はありません
。

それでは、以下、加藤大臣に対する不信任の理
由のうち、働き方関連法案に関する具体的な理由
を申し述べます。

第一は、働き方改革関連法案に対象業務の拡大
を盛り込む予定であつた裁量労働制をめぐる数々
の失態及びそのような失態により招いた行政への
不信であります。

大事なことなので何度も申し上げますが、厚生
労働省は、約三年前から、不適切なデータ比較を
もとに、裁量労働制で働く者の労働時間の方が一
般労働者よりも短いという虚偽の説明を繰り返
し、今国会においては、内閣総理大臣の答弁の撤
回と謝罪に追い込まれました。しかし、なぜその
ような比較をしたのかは、当時の担当者のミスで
あるとして、我々に要求されるまで原因究明すら
行おうとはせず、無責任きわまりないとしか言い

ようがありません。

事は、ことし一月二十九日の衆議院予算委員会

で、我が党の長妻昭政調会長の質問から始まりま
した。

長妻委員は、裁量労働制のもとで働き、過労死

に追い込まれた事例を複数紹介し、裁量労働制で
働く人の労働時間について問うたのであります。

これに対し安倍総理は、「厚生労働省の調査に
よれば、裁量労働制で働く方の労働時間の長さ
は、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短い
というデータもある」と答弁しました。この「平均
的な方で比べれば」について、データの出どころ
である平成二十五年度労働時間等総合実態調査結
果を確認したところ、実は、裁量労働制で働く労
働者と一般労働者のそれぞれの労働時間の平均値
の比較ではなかつたのです。それぞれについて平
均的な者のみを取り出して、その労働時間の平均
値を比べたものであります。裁量労働制では長
時間労働に歯どめがかかるなくなるという指摘に
対して示すデータとしては、大変に不適切であり
ます。

裁量労働制の方が通常の労働時間制の労働者よ
りも長時間労働の者の割合が高く、平均で見ても
労働時間が長いという傾向は、厚生労働省の要請
に基づいて独立行政法人労働政策研究・修習機
構、略称JILPTが実施した二〇一三年の調査
における労働時間の分布にはつきりとあらわれて
おります。

一ヶ月の実労働時間を専門業務型裁量制、企画
業務型裁量制、通常の労働時間制、この三つで比
較をいたしますと、専門業務型裁量制では、百五

十時間未満が三・一%、百五十時間以上二百時間未満が四二・一%、二百時間以上二百五十時間未満が四〇・九%、二百五十時間以上が一一・三%，不明が残りという結果です。

企画業務型裁量制については、百五十時間未満が五・三%，百五十時間以上二百時間未満が四九・八%，二百時間以上二百五十時間未満が三八・六%，二百五十時間以上が四・七%，不明が一・六%です。

通常の労働時間制においては、百五十時間未満が五・七%，百五十時間以上二百時間未満が六一・七%，二百時間以上二百五十時間未満が二六・五%，二百五十時間以上が三・九%，不明が二・二%でございます。

(号外)

私が今申し上げた数値から、裁量労働制の労働者の方が通常の労働時間制の労働者よりも実労働時間が長い傾向は明らかであります。労働時間の平均で見ても、通常の労働時間制の労働者で百八十六・七時間。どうも聞いていたただけで出されたのですか。裁量労働制の対象拡大を狙っていた政府にとって都合の悪い情報は隠しておらずに、厚生労働省が捏造したデータには全く触れずに、厚生労働省が捏造したデータだけを出したのですか。裁量労働制の対象拡大を野党から指摘を受けていること及び調査票の一般労働者の記入欄が一日の時間外労働の最長時間数となっている一方で、裁量労働制については一日の時間をどのように選ぶか記載がないことを報告しました。大臣から、個々のデータの精査、具体的な手法の確認の指示があつたそぞうであります。二月の八日、大臣は、衆議院の予算委員会で、専門業務型裁量労働制で二百三・八時間と、裁量労働制の方が明らかに長いのです。

安倍総理がこのデータを参照するのではなく、平成二十五年度労働時間等総合実態調査から平均的な者のみを取り出して比較したデータをあえて紹介したことは、データを示すことによって反証ができたかのように裝うものしかありません。そのような答弁は大変不誠実であり、さらに言えば、國民を欺くものであります。

安倍総理に統いて、同じデータに言及して答弁

した加藤厚生労働大臣も同様であります。

加藤大臣は、一月三十一日の参議院予算委員会で森本真治委員から同様の質問を受け、一般の労働時間は、平均的な人で比べて、一般労働者が九時三十七分、企画業務型裁量労働制で九時間十六分と答弁しました。しかし、なぜJILPTの調査結果についてはそこでお述べにならなかつたのですか。

裁量労働制の労働時間と一般労働者の労働時間の比較について問われた際、百歩譲つて、厚生労働省がつくり上げたデータがあるとしましよう。

しかし、JILPTの調査は厚生労働省の要請に基づいて行われた調査です。その調査結果を厚生労働省内部で共有していないはずはありません。

なぜ、前年に行つていたこのJILPTの調査、裁量労働制の労働時間の方が長いということには全く触れずに、厚生労働省が捏造したデータだけを出したのですか。裁量労働制の対象拡大を狙っていた政府にとって都合の悪い情報は隠しておらずに、厚生労働省が作成したものだから信頼度が高いといふ刷り込みとともにテレビ入りの予算委員会でうその情報を垂れ流す、こんなでたらめを認めるわけにはいきません。

労働時間との相関が相当高いと思われる過労死について、長時間労働がそれを助長すると知りながら、うそのデータで国民をだまそうとした加藤大臣には、そもそも法案提出の資格がありません。二月の九日金曜日も、予算委員会で、精査中と答弁をしました。

二月の十三日に、予算委員会で、長妻昭委員が、データは正しくない可能性がある、一旦撤回していただきたいとただしたのに対し、総理は改めて、先日の本予算委員会において、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いデータがあると答弁した、調査結果については厚労大臣が

数となつてゐる一方で、裁量労働制については一日の時間をどのように選ぶか記載がないことを把握していました。調査方法や定義の確認作業を開催しました。

この日は、衆議院の予算委員会でデータに関する答弁はなかつたということで、沈黙をしていました。

二月の二日、調査方法や定義が不明確であることを労働基準局長が認識をいたしました。しかし、この日は、衆議院の予算委員会でデータに関する答弁はなかつたということで、沈黙をしていました。

二月の十五日、加藤厚生労働大臣が、衆議院の予算委員会で、精査結果を月曜日に報告する旨を

する答弁はなかつたということで、沈黙をしていました。

二月の五日、大臣が、衆議院の予算委員会で、平均的な者と平均値の違いについて議論をいたしました。

二月の六日と二月の七日は、答弁がありませんでした。

二月の七日、大臣に、データの整合性について野党から指摘を受けていること及び調査票の一般労働者の記入欄が一日の時間外労働の最長時間数となっている一方で、裁量労働制については一日の時間をどのように選ぶか記載がないことを報告しました。大臣から、個々のデータの精査、具体的な手法の確認の指示があつたそぞうであります。

二月の八日、大臣は、衆議院の予算委員会で、精査中と答弁をしました。

二月の九日金曜日も、予算委員会で、精査中と答弁をしました。

二月の十三日に、予算委員会で、長妻昭委員が、データは正しくない可能性がある、一旦撤回していただきたいとただしたのに対し、総理は改めて、先日の本予算委員会において、平均的な方で比べれば一般労働者よりも短いデータがあると答弁した、調査結果については厚労大臣が

精査すると答弁していると承知している、こういふふうに答弁をしました。

翌十四日、答弁は撤回されましたが、その後も、連日のように、次々と異常値が見つかりました。

二月の十五日、厚生労働省は、一日の残業時間についての質問項目が一般労働者と裁量労働者で異なつているとする資料を衆議院予算委員会に提出しました。

ている人、不満と答えていたり、それぞれなのであります。裁量労働制に満足と答えていたりの人が中からも、長時間労働への懸念を訴える声が多数記載されているということになります。

例えば、長時間労働に利用されないことを望みます、あるいは、長時間労働が常態化している場合の規則ですとか、裁量というものは名ばかり、朝九時出勤が固定化され、夜も二十時、二十一時まで勤務は常もう少し働きがいがあるような制度の見直しをとつてもらいたい、このままでは優良企業とは言えない、裁量労働制は労務管理上なくしてよいのではと思う、時間外、休日労働、深夜とフェアに対応すべき。これは、現行の裁量労働制に満足と答えておられる方々の声でありますやや満足と答えておられる方々の中にも深刻な声があります。

現在の職務は残業が多く、有休もとりづらい、仕事の量を見直すか、量に見合う評価にしてほしい。これが生の声なのであります。

そして、先日、法案審議の真っただ中に、新たな過労死事案が報道されました。二十八歳の男性がクモ膜下出血で過労死したのです。発症前二ヶ月平均で八十時間超え、発症前三カ月は百八十四時間三十分という長時間労働となつており、裁量労働制に適用になつた直後、三日間にわたつて連續勤務、そして、その後にクモ膜下出血を発症してお亡くなりになりました。

この男性の基本給は二十五万二千円、裁量職務手当は六万三千円と辞令に書かれていました。これを見たときの御家族の思いはいかばかりだつ

たでしょうか。余りにも無念であります。

こうした実情を見れば、規制の強化が必要だと考へるのが自然です。

しかし、安倍政権は、そして加藤大臣は、裁量労働制の対象拡大ができないのであれば規制強化などやる意味がないと言わんばかりに、これも削除してしまいました。一体誰のための働き方改革なのですか。

三月二十三日、厚生労働委員会での私の質問に對して、加藤大臣は、問題となつていて調査から裁量労働制に関するデータを撤回すると表明しました。遅きに失したと言わなければなりません。先ほど申し上げたように、このデータは捏造されたのではないかという疑いがあるのです。捏造の疑いがあるその理由を、提出された資料から読み解きたいと思います。

七つ、計算式によるデータを含んでいるにもかかわらず、「平成二十五年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)」と、あたかもこの表が調査結果のデータそのものであるかのように表記しています。しかも、出典などとは書いておらず、実は、私が先ほど読み上げた「平成二十五年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)」の前には、意味不明な米印が記載されておりました。この印をつけることにより、あたかもそれが出典の表記であるかのように装っています。

八、平均的な者の定義を明記していません。

九、一般労働者の労働時間の下限値は八時間であるにもかかわらず、あたかも七時間以下の一般労働者も存在するかのように装つて表が作成されています。

十、注釈に「統計上集計を行つていい」と書かれていますが、これは意味不明です。個票データから集計を行うことは可能なはずですが。それにもかかわらず、集計できないかのように書いているんです。七時間以下の一般労働者がいるかのように装つていて、この問題をごまかすためになされた説明としか思えません。

五つ、一般労働者の平均的な者と最長の者の欄ません。

六つ、実際は、一般労働者のデータは最長の一日のものであるにもかかわらず、注釈には、「表

は調査対象期間における一日当たりの労働時間の平均を示したもの」という、事実と異なる注釈が記載されています。

七つ、計算式によるデータを含んでいるにもかかわらず、「平成二十五年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)」と、あたかもこの表が調査結果のデータそのものであるかのように表記しています。しかも、出典などとは書いておらず、実は、私が先ほど読み上げた「平成二十五年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)」といふういう疑いを私は持つております。

五月の七日、連休が明けるころです。自民党厚労部会長の橋本岳議員が、フェイスブックに投稿をいたしました。問題の「※平成二十五年度労働時間等総合実態調査(厚生労働省)」といふ

の資料は、當時、野党の側から何か出せ出せと言われて、しつこく要求を受けて、仕方なく厚生労働省がつくり上げたものだと。何か、厚生労働省をかばい、加藤大臣の責任を回避させるような投

稿を行つたのです。

厚生労働省幹部の記者会見、そして橋本岳議員のフェイスブックの投稿でも、このデータが、厚生労働省の担当者が手元にある資料でうつかりつ

くつてしまい、それを局長までうつかり了解してしまつたかのような説明がなされています。(発言する者あり)がつくりです。答弁資料も原典も

何も確認せずにつきつかりと引き継いでいたといふ

ような説明もされておりました。橋本岳議員のフェイスブックでもそういうふうに書かれておりま

した。

しかし、先ほど私が申し上げましたように、この比較データは、つかりつくれるものではありません。何がしかの意図を持つて作成しなければ、

官 報 (号 外)

こんなうそつぱちの数字が出てくるわけはないんです。

このデータがどういうプロセスで作成されたのか、野党は委員会の中で検証を求めました。加藤大臣は、先ほど申し上げたように、特段不自然なところはないというふうに答弁をしておられましたが、それどころか、不自然なところだらけであることはたれども、不自然なところだらけであります。

厚生労働省の監察チームで調査するという報告が理事会でありましたが、この検証結果がいつになつたら提出されるのかも明らかにはなつております。こういう状況で、本当に採決をするんですか。

そして、その検証の中で、ぜひお願ひしたいことがあります。単なる役所内部の担当者の責任論で終わつてはなりません。トカゲの尻尾切りで終わつてはならない。このことをあらかじめ申し上げておきたいと思います。

問題におたずねいたします
当初、裁量労働制に関するデータを撤回したところ、一万一千五百七十五件のうち、一千五百二十六事業場のデータが削除されました。その後、更に野党の求めに応じて精査し、異常値が発見されたとして九百六十六事業場分が削除されたものが提出されてきました。もともとのデータから一割も削除されてしまったのです。

大臣、お忘れかかもしれないのに確認をさせていただきますと、このデータから、要するに当初のデータから、当初ではありません、当初のデータから裁量労働制のデータを削除したものから削除されたものは、明らかな誤記と考えられるもの、

理論上の上限値と考えられる数値を上回るもの、複数の調査項目間の回答に矛盾があるもの、そし

てそこに、国会等の場で精査が必要との指摘を受けた事項、すなわち、①一日の時間外労働が二十四時間を超えるもの、当たり前ですね、②一日の時間外労働時間数と法定労働時間八時間を合算した場合に二十四時間を超えるもの、③一週と月、

一日と月、一日と一週について時間外労働時間数に逆転が見られるもの、④月の時間外労働時間数は記載されているが一日や一週の時間外労働時間数がゼロとなつてているもの及び一週の時間外労働時間数は記載されているが一日の時間外労働時間

数がゼロとなつてゐるものと云う。誰の目からも異常のあるもの、それが削除されても明らかに異常のあるもの、これが削除されてしまったのであります。

まつて二週間後の五月の十五日のことでありました。労政審の委員の方々には、その結果を郵送して下さいました。この結果が労政審の議論の出たということです。この結果が労政審の議論の出たということです。

発点であつたにもかかわらず、データが間違つていましたといって、この時点での正しいとされるデータを厚労省は郵送したんですね。果たして郵

送だけで間に合いますか、労政審に差し戻して講論をやり直していただく必要があるのでないでしょうか。

労働時間等総合実態調査のデータは、労働時間
データが出てくる、これはもう腰が抜けそうな話
であります。

法制の見直しを議論した労働政策審議会において議論の出発点として紹介されたもので、これは工

ビデオ会議システムの議論をしていかなければいけない上で本当に重要なものだと思います。しかし、二割ものデータを除外しておきながら、加藤大臣はなお、統計としての有効性はあると強弁しています。

その後もデータ問題は続いています。精査後のデータについても、要は、この五月の十五日に提出されたデータについても、誤りと疑われるものがあつたのです。

らず、事業場規模と企業規模が異なるといふもの。事業場規模が一人であるにもかかわらず、最長の者と平均的な者の二人が存在するということ。二三間規模が二千人ほどの二社から二三十人ほどの二社。

事業規模が「一千万よ」とあるにもかかわらず、調査対象が一人の事業場規模となつてゐるというものの、これは実は結構多数あるんです。事業場規模は三百人以上だが、最長の者、平均

的な者、ともに、一日、一週、一ヶ月、一年、全てがゼロという事業場。三百人以上で本当にそんなことがあり得るのでしょうか。最長の者、平均

的な者、とともに、一日一年、そして一ヶ月、一年、全てが同じ時間のもの。偶然と言うには余りにも奇なるところがあります。

ス集計するなどして労政審や政党、国会に提出された資料の中に、精査前と精査後で見過すことができないデータの相違が何カ所にも見られることを野党は指摘いたしました。

協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績であります。

一年について、一般労働者の平均的な者において、法定時間外労働の実績が一千時間超であり、一千時間超なのはあります、精査前の数字では、一千時間がいませんので、失礼、法定時間外労働

の実績で八百時間超一千時間以下であり、一年の特別延長時間の一千時間超の方が、精査前の数字では五〇・三%であったのに、精査後には何と三・四%へと著しく減少しているものがあるのであります。

また、特別条項つき時間外労働に関する労使協定において定める特別延長時間別の法定時間外労働の実績、一年について、一般の者、最長の者、二ヶ月、三年半月、四ヶ月の実績を三百六十五日で計算する。

法定時間外労働の実績が三百六十時間超えての方で一千時間超すなむち一年の特別延長時間で一千時間超の数字を見てみますと、精査前のデータでは四八・五%でしたが、精査後には何と

三・九%になつてゐるんです。
そして、尾辻委員が発見した事業場番号五六八四と五七〇〇、事業場の規模も、一日、一週、一

力月、一年、全ての時間外労働の時間数がびつたり一致するというデータもありました。

と答弁しました。大臣は、精度が上がったんだ、
その一点張りの答弁でありました。

ぴったり一致する確率は十の十二乗分の一ではある、ゼロではないというふうに担当者が説明をいたしました。そして、けさになつて、冒頭申し上げたように、異なる事業場の通し番号でデータが全て一致しているという六件が、コピーの混在によつて同一の調査票を二重に集計していたことを明らかにしたのです。

法案を採決せよと政府・与党が言うきょうの朝の理事会になつて、これを提出してきたのです。あり得ません。データが間違つていました、ですが採決してください、応じなければ強行採決します、こういうことですか。こんなむちやくちやで議論せよとは、結果ありきの議論であつて、民主主義の根幹を揺るがす大問題であります。

そして、野村不動産の特別指導に関する問題です。

二〇一六年、野村不動産の五十年代男性社員の方が過労自殺されました。二〇一七年の春に御遺族が労災申請を行いました。新宿労働基準監督署は自殺を労災認定する方針を固めたと報じられておりました。

十一月の十七日から十二月の二十二日にかけて、厚労省がこの件に関する特別指導について計三回、加藤大臣に報告しました。十二月の二十五日に、当時の勝田東京労働局長は野村不動産に特別指導を行いました。そして、翌二十六日、労働基準監督署は、この男性社員の過労死を労災認定をしました。その同じ日に、東京労働局長は記者会見で、野村不動産に対する特別指導を行つたことを公表したのであります。

そして、ことしの二月二十日以降、加藤大臣は、裁量労働制の違法適用を取り締まつた好事例として、国会答弁で野村不動産に対する特別指導を挙げ、しつかり監督指導を行つていると何度も明瞭にしたのです。

法案を採決せよと政府・与党が言うきょうの朝の理事会になつて、これを提出してきたのです。あり得ません。データが間違つていました、ですが採決してください、応じなければ強行採決します、こういうことですか。こんなむちやくちやで議論せよとは、結果ありきの議論であつて、民主主義の根幹を揺るがす大問題であります。

そして、野村不動産の特別指導に関する問題です。

二〇一六年、野村不動産の五十年代男性社員の方が過労自殺されました。二〇一七年の春に御遺族が労災申請を行いました。新宿労働基準監督署は自殺を労災認定する方針を固めたと報じられておりました。

十一月の十七日から十二月の二十二日にかけて、厚労省がこの件に関する特別指導について計三回、加藤大臣に報告しました。十二月の二十五日に、当時の勝田東京労働局長は野村不動産に特別指導を行いました。そして、翌二十六日、労働基準監督署は、この男性社員の過労死を労災認定をしました。その同じ日に、東京労働局長は記者会見で、野村不動産に対する特別指導を行つたことを公表したのであります。

しかし、野村不動産が裁量労働制の違法適用を始めたのは十数年前と聞いております。長年にわたつた違法適用を見抜けなかつた。そして、その辯は極めて不透明であり、三月二十八日に、私ち野党が要求しておりましたところ、厚労省はこの特別指導前に加藤大臣への報告で使つた資料を提出してきましたが、これがほとんど黒塗りであります。このマスキングを外すように何度も多くの議員が質疑で求めましたが、今なお開いてはおりません。我々が、特別指導の端緒が過労死であつたことを認めるよう再三求めて、加藤大臣はかたくなに拒み続けています。

特別指導とは厚労省の歴史において前例のないケースですが、なぜ野村不動産なのかという合理的な理由が加藤大臣の口から聞かれることもありません。監督指導を恣意的に行つたのではないかという疑いを晴らすことはできていないのです。

昨日十二月二十六日、東京労働局が野村不動産に違法な裁量労働制の適用があつたということでも別指導致行いました。そして、翌二十六日、労働基準監督署は、この男性社員の過労死を労災認定をしました。その同じ日に、東京労働局長は記者会見で、野村不動産に対する特別指導を行つたことを公表したのであります。

ところで、野村不動産で過労死があつたことが報道されました。過労死をきっかけとして野村不動産に監督に入つていたのだとすれば、これは好事例でもあります。人が死ぬまで監督に入れなかつた失敗事例ではありませんか。しかも、野村不動産は十年以上前から裁量労働制を違法適用していたのですが、東京労働局は四年前にも野村不動産に監督に入つていたといふこともわかりました。そのときには違法適用を見抜けていなかつたのです。今になって野村不動産への特別指導を監督指導の好事例として広告的に言ふのはやめてもらいたいのです。

裁量労働制が拡大されたり、高度プロフェッショナル制度が導入されたりしたら、長時間労働が助長される。過労死の犠牲がまた出てしまいます。

今回の野村不動産に関して、なぜ特別指導をやることになつたのか、その経緒は一向に明らかになりました。特別指導は過労死がきっかけなりませんでした。特別指導は過労死がきっかけだつたのではないかと私たちが問うても、個別の事案については答えられないといふ一點張りであります。過労死された御家族の方が、東京労働局に、過労死であつたことを認めてよいといふ趣旨のファックスを送つた後も、加藤大臣の対応は全く変わりませんでした。

これを捉まえて、加藤大臣は、裁量労働制で長時間労働につながるのではないかという野党からの質問に対しても、野村に対して特別指導を行つたと、あたかも労働局の監督の好事例のようにこれを持ち出して、繰り返し答弁してゐたのであります。

過労死があつた場合に、その企業に監督指導にいることは厚生労働省も認めています。しかし、その結果、たとえ是正勧告を行つても、基本的にはそのことを厚生労働省は公表しないことになります。だから、特別指導という新たなスキームをつくり上げ、裁量労働制の違法適用で特別な指導をしたと大々的に打ち上げた。これだけしっかりと監督ができるのだと言いたかった。大臣、そうなのではありませんか。

違うなら違うと明確に言つてもらいたいんですが、その否定も委員会の中ではありません。東京労働局が記者会見で口を滑らせてしまつたため、多くのメディアが是正勧告が行われたと書いたのですが、厚生労働省はいまだに野村不動産には是正勧告に入つたことを認めておりません。

勝田東京労働局長、前職ですが、局長は、野村不動産への特別指導が何かを行うことを想定し、毎月行つている記者会見の十一月の記者会見時に、十二月二十六日にはプレゼントがあると発言していました。過労死を端緒として監督指導に入つた結果の特別指導であるならば、これをプレゼントなどと呼ぶのは余りに不謹慎です。

また、是正勧告をしたと口を滑らせた後に、何なら皆さんの会社に行つて是正勧告してもいいんだけれどもなどと語つたことは、マスコミへの恫喝であります。労働行政の信頼を土台から搖るが發言であります。

勝田東京労働局長のこの会見録のテープ起こし

た。

は野党から求めたものであります、厚生労働省は当初これを拒んでいました。全部を起こしてほしいと依頼したにもかかわらず、当初、都合のいい部分だけ書き起こして抜き書きして、そして、

A4一枚のペーパーの最後の二行に、いずれの会見においても正勧告を行ったことを認めた発言はなかつたものと承知しているという恣意的な解釈をつけ加えて、理事会に提出してきました。

しかし、その後、求めに応じて公表された会見録の全部を見れば、是正勧告したことを東京労働局長が認めていることは明白です。これでもしらを切るのですか。

あんないかげんな解釈つき会見録を提出してきた加藤大臣の責任は極めて重いです。せめてそのくらいは自覚してください。

不信任の第二の理由は、高度プロフェッショナル制度の創設を推し進めようとしていることがあります。

加藤大臣は、労働時間規制を裁量労働制よりも更に緩和し、長時間労働を助長する高度プロフェッショナル制度の創設を盛り込んだまま、働き方改革関連法案を国会に提出しました。

厚生労働委員会においては、過労死がふえるのではないか、違法適用を見抜けないのでないのではないか、過労死が発生した場合の労災認定がされにくいのではないかなど崩して対象業務の拡大や年収要件の引下げが行われるのではないかといったさまざまな疑惑が示されました。これまで御飯論法、はぐらかしの答弁に終始し、労働者の不安を払拭するような誠実な答弁はありませんでした

おりません。所管である厚生労働大臣に任せたからと言ひ残して、ロシアへ飛び立つていかれました。安倍総理は、加計理事長とは年十九回もお会いになつてゐるのに、なぜ、人生をかけて、働く死の御家族の会の方々であります。

全国過労死を考える家族の会の方々が加藤大臣と面会した際にも、高度プロフェッショナル制度の削除を求められました。しかし、その際の記録として厚生労働省が理事会に提出した資料においては、高度プロフェッショナル制度を削除してほしいという重要なポイントが抜け落ちているなど、過労死遺族の思いを真剣に受けとめようという姿勢がみじんも感じられません。

国民の命と健康を守るべき厚生労働大臣が、労働者を死に追いやる可能性がある高度プロフェッショナル制度の創設を推し進めるに至つては、大臣としての資質なしと言わざるを得ません。

高度プロフェッショナル制度については、とても重要な大臣不信任案のボイントですので、それぞれ詳しく述べさせていただきます。

第一に、全国過労死を考える家族の会の皆さんのお訴えをなぜ聞き入れないのかという点です。この間、安倍総理との面会、これを家族の会の皆さんは求められてまいりました。採決前に会つて、大切な家族のある日突然に過労死で亡くした皆さんは、なぜ聞き入れないのかといつて、年収が高いからといつて、体が丈夫だとは限りません。専門職だろうが、高年収だろうが、過労死しないとは限らないのです。その認識を持てない大臣は、厚生労働大臣として決定的にその資質に欠けていたと言わなければなりません。

高度プロフェッショナル制度は法案から削除してほしい、その思いは加藤大臣と面会した際にも要望していましたと聞いております。

しかし、安倍総理との面会はいまだかなつては

になるおそれ大であります。

現行の労働基準法では、管理監督者であつても深夜割増し賃金は適用することになつています。深夜業務が心身に大変な負荷を与えることが知らない間に、労働者の命を守るために、過労死の根絶を目指して努力している過労死御家族の会の方々とは会うことができるないと訴えていらっしゃるのが、過労死の御家族の会の方々であります。

全国過労死を考える家族の会の方々とは会うことができない状況であります。六人いる秘書官はいろいろな方々とお会いになつていて、なぜ、人生をかけて、働く者たちが命を守るために、過労死の御家族の会の方々が会うことでもかなわないのでしょうか。

この国会は働き方改革国会だと胸を張つて語っていた總理ですが、都合が悪い話からはこんなに簡単に逃げるのですか。

先日、参考人として委員会に来てくださいた家族の会の寺西笑子さんは、過労死は、眞面目で責任感が強い人が被災する、極めて理不尽な出来事だとおっしゃっていました。私は、これを聞いて、過労死は誰にでも起つて得ることだと本当に思いました。

高度プロフェッショナル制度の対象者は専門職で年収が高い人で、そして健康確保措置もとするから大丈夫だと大臣は言つたのですが、よく聞いてください。専門職だからといって、年収が高いからといつて、体が丈夫だとは限りません。専門職だろうが、高年収だろうが、過労死しないとは限らないのです。その認識を持てない大臣は、厚生労働大臣として決定的にその資質に欠けていたと言います。

第四に、万が一、高度プロフェッショナル制度で過労死されたら、労災認定されるのかという問題があります。

高度プロフェッショナル制度は、実労働時間把握、管理いたしません。業務内容と年収だけがほぼ要件で、賃金は時間に連動しないからです。答弁を聞いていると、どうも成果とも余り連動しない。それは企業が裁量で判断するのだそうですが。つまり、法律による縛りはありません。そういうふうに行うのでしょうか。

りります。 ではないか、このことは火を見るより明らかであ
組みをつくればどうなるのか。健康管理時間から
いのです。これが、実労働時間も管理しない仕
時間は真の労働時間をあらわしていくことは少な
く、労災認定で困難をきわめるケースは少なくな
を算出しなければなりません。現状でも、実労働

過労死御家族の会の寺西さんは、同じ家族会の皆さんのケースを丁寧に紹介くださいました。意見陳述の内容を、労災認定の困難さとあわせて紹介をさせていただきます。

隨行席の全国家族の会東京代表の中原のり子さんは、一九九九年に小児科医だった御主人を四十四歳で過労死で亡くされました。

勤務状況は、月に五回から八回の当直と救急患者者、入院患者の対応をし、眠る間もなくそのまま三十二時間連続勤務という疲労になり勤むをこなし、

んぱい、過重労働の末に過労死されました。中原さんは、三人のお子さんを抱えられ、御主人の労災認定されるまで八年、民事裁判で最高裁まで闘われ、十一年、御苦労さまでした。

ドクターは患者の健康を治すのが仕事ですが、御主人の実態は、体調が崩れても休むことができず、健康管理がされないへとへの状態で職務につかれ、過労死に追い込まれました。

フエッシュショナル制度の先取りで過労死したと訴えられ、医師の働き方改革に励んでいます。

もう一人の陰陽師は、全国家族連携の会の竹表渡辺しのぶさんです。二〇〇〇年に大手電機メーカーエンジニアで四十歳だった御主人を過労死で亡くされました。

勤務状況は毎日朝六時半には家を出て、終電で帰宅、土曜は出勤、日曜は待ち帰り仕事、その合間に毎日出張があり、多忙は土日を使うことより、

帰国したら翌日から出社、出張前後の休みはない
との状況で、夫婦で過労死しそうだねと話したこ
とはあつたが、現実になつたのです。

御主人が亡くなつた後、会社に行つたところ、当時の上司から、おたくの場合は労災ではない、裁量労働だったからと言われました。課長になると裁量労働になるらしいとは会社から説明がな

かつたことで、それがどういうことなのか、本人も家族もわかつていなかつたようです。会社は裁量労働制だから労働時間を管理しておらず、しの

ぶさんは、二人の子供を抱え、労災申請のために労働時間を算出するのに大変御苦労されました。

載記事の方です。Aさんの息子さんは、二十七歳

の若さで過労死されました。大学院を出て、東京の大手印刷会社へ就職し、研究開発部門に配属され、入社二年目から専門業務型裁量労働制の適用

対象者になりました。
規定で二十二時以降の残業は許可が要るとのこと

と、息子さんは、自主申告する上司から殴られたそうです。息子さんは、その後は、帰つたところにして仕事をしていたようです。

友人に送ったメールには、夜中の一時に帰宅、三時就寝、朝六時起床、七時過ぎ出勤。友人へ

の返信も 元気にしてない 每日午前様で あす
は徹夜かもという、過労死寸前の毎日深夜帰宅の
メールが残っています。

実際は、これをはるかに超える実質的な拘束時間があつたものと推察されます。つまり、裁量労働制は、使用者が正しい労働時間管理をせず、本人へ過度の申告を強要し、ナヨニス主義をもつて

ハハ道立会を必要し、ヤハ日本反対をしたる事が回らないのが実情で、裁量労働制で死んでも、自己責任にされ、労災認定されない実態があります。

死人はふえても過労死は減るという事態が起きる、死んでも自己責任で片づけられ苦しむのは残された遺族だ。三十歳で過労死したNHK記者の佐戸未和さんの母、恵美子さんは、このよう

に述べておられます。

れば、高度プロフェッショナル制度の導入はやめてください。

り、業種の拡大も今後起こり得ると考えなくてはなりません。また、年収要件が引き下げられることへの懸念は、これまでの労働法制の変遷から考えても容易に想像されることです。参考人としてお越しくださった連合の神津会長は、そのことを力説されておられました。

先日、岡本充功委員の質問で、企画業務型裁量労働制と高度プロフェッショナル制度の重なる部分があることを大臣も認めました。今現在企画業務型裁量労働制の労働者が、高度プロフェッショナル制度に移行する可能性があるということです。それは本当に恐ろしいことで、絶対に止めなくてはなりません。

第六に、労働者の声を聞いて高度プロフェッショナル制度をつくつたと大臣は豪語しておられましたが、岡本あき子委員の質問に対し、わずか十二人の労働者にしか話を聞いていないことが明らかになりました。労働基準法に脱時間給という新たな仕組みを導入しようといふ割には、いかにもアリバイ的な労働者ヒアリングです。

こうしたことから、理事会では公聴会の開催を求めてきましたが、与党からやはやない理由ばかりたくさん聞かされ、拒否されました。

振り返って考えてみれば、労働政策審議会に高度プロフェッショナル制度が日本再興戦略会議からのつかつてきたのは、労政審の議論がかなり進んだ時点でのことです。労働者抜きでこんな大事な議論をやつてはいけません。

第七に、高度プロフェッショナル制度の同意の撤回についても申し上げます。

政府案の法案の中でもそれは可能なんだ、同意

の撤回は可能だという説明を私は受けてきました。しかし、今回、自民党、公明党、維新の会が、高度プロフェッショナル制度の同意の撤回を可能とするという法案修正を提出してきました。これは一体どうなうことですか。本当は同意の撤回ができない中身の法案だったのですか。だとすれば、国會議員に対して誤った説明を加藤大臣はさせていたということになります。

第八に、この法案が、八本もの大きな法案をまとめて、束ねて提出してきた手法について厳しく抗議します。

私は、大臣が高度プロフェッショナル制度を削除されれば、法案の残りの部分については前向きに議論し、確認答弁などもつていただきたい、賛成もあり得べし、このように考えてきました。しかし、高度プロフェッショナル制度を削除するつもりはない、総理も大臣も明確に答弁しておられます。

しかも、高度プロフェッショナル制度など悪いものと、それから他の労働者権利のためのよいものが、まさって一本の法律に束ねられている。どこかで見た手法です。安全保障法制と同じであります。よいものも悪いものもどちらかまぜにして野党が賛否を決しにくくする常套手段、これをとるのもうやめてください。

第九に、世論調査によると、この法案を今、国會で通す必要ないと答えている方の割合が、常に六割から七割に上るということであります。急ぐ必要はありません。

みずからの生活スタイルに合わせて働きたい、そういうニーズもあるでしょう。それならば、今

あるフレックス制や規制を強化した上で裁量労働制での対応が可能なではありませんか。どうしてアメリカのホワイトカラーエグゼンブションから二周も周囲おくれの高度プロフェッショナル制度を導入して長時間労働がふえ、過労死が生まれてしまつたら、誰が責任をとるのですか。労災認定は必ずすると大臣は言えるのですか。

失つた命は返つてきません。その前に、どうか一度、加藤大臣には立ちどまつていただき、高度プロフェッショナル制度を削除していただきたいのです。

山井議員の御了解をいただきまして、過労死でお父さんを亡くした二人の遺児についての文章を、私からも読み上げさせていただきます。

大きくなつたら ぼくは 博士になりたい そしてドラえもんに出てくるような タイムマシンを作る

ぼくは タイムマシンに乗つて お父さんの死んでしまう 前の日に行く そして 仕事に 行つたらあかんて 言うん や

大きくなつても ぼくは 忘れはしないよ 得意な顔して作つてくれた パパ焼きそばの 味を

お母さんと一緒に 助けに行こう そして 仕事で 死んだらあかんて 言うん や 仕事のための命じやなくて

命のための仕事だと ぼくは伝えたい
だから 仕事で 死んだらあかんて 言うん や

次は、過労死でお父さんを亡くした三歳の女の子についての毎日新聞の記事であります。

毎年六月になると想い出すことがある。過労死で夫を亡くした女性の話を聞きに東海地方を訪れた時の話だ。もう、十年以上前のことだ

が、蒸し暑さと共によみがえる。

家を訪ねると、三歳ぐらいの女の子が、白いレースのワンピースに赤いエナメルの靴でおまじして、玄関にちよこんと座つていた。誰かを待つかのように、背筋を伸ばし、ほんのり笑つていた。

二時間近く女性の話を聞いた。昼夜問わずに携帯で指示を受け、月百時間を超える残業。体がきついと退職を決意した直後、営業車の中で休んでいて突然死した。まだ三十代になつたばかり。

結婚七年目で授かつた愛娘を残して世を去らねばならなかつた無念に胸が締め付けられた。

帰り際、少女は、まだ玄関に座つていた。気丈に振る舞つていた女性が大粒の涙をこぼした。「休みの日は、かわいい格好して、良い子にしてれば、お父さんが迎えにきて遊びに連れつてくれると待つてゐるんです」。体全体で父を求めるひじらしさに涙が止まらなかつた。

以上、るる申し述べたことが、本院が厚生労働大臣加藤勝信君を信任せざとの理由であり、ここに加藤勝信君不信任決議案を提出するものであります。

議員諸氏がその良心に従い、本決議案に御賛同いただくことを訴えて、趣旨説明といたします。ありがとうございました。(拍手)

ありません。過労死は、働いて亡くなつた方の自

己責任の問題では決してなく、時間管理をしない働き方を認める社会そのものが生み出す災害です。誰かが過労死の被害に遭つてしまわないよう、過労死を促進する高度プロフェッショナル制度はやめましょう。命を守る国会の責務を果たします。

人命がかかわつた法案の審議で、はぐらかし、論点のすりかえ、そして、あるかの、ないような話を過大に答弁をする御飯論法の答弁を続ける加藤大臣に、働き方改革を推進する資格はありません。そして、国民の命を守るために、高度プロフェッショナル制度を導入する、これに待つたをかけるとすれば、採決直前の今のタイミングしかし、もう一回労働時間の調査をやり直して、本当にエビデンスに基づく本当に必要な法制をやるべきです。国会軽視の姿勢、これは加藤厚生労働大臣に甚だしく、繰り返し行政に対する信頼を揺るがしたという責任を大臣は負わなければなりません。

(号)外報官

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。井野俊郎君。

〔井野俊郎君登壇〕

○井野俊郎君 自由民主党の井野俊郎です。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました加藤厚生労働大臣に対する不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

働き方改革は、アベノミクス最大のチャレンジであり、今国会での最重要法案であります。加藤大臣は、平成二十八年八月に働き方改革担当大臣に就任して以来、働き方改革の実現に向けた議論を先頭に立つて進めてこられました。

そして、厚生労働大臣として、労働政策審議会での議論を取りまとめ、長時間労働を是正するための罰則つき時間外労働の上限規制の導入、専門性の高い仕事における、成果で評価する制度の創設、勤務間インターバル制度の普及促進、産業医、産業保健機能の強化、同一労働同一賃金の実現など、働く方にとつて早急に実現しなければならない内容を盛り込んだ働き方改革関連法案の提出に向けて強力なりレーダーシップを發揮されてきました。

また、大臣は、法案提出後も、野党の質問にも真摯に丁寧に答えられ、何ら大臣としての資質に疑問の余地はありません。(発言する者あり)

○議長(大島理森君) 御静聴に。

○井野俊郎君(続) ただ、一つ苦言を申し上げるとすれば、今国会において議論の前提となる裁量労働制のデータや労働時間等総合実態調査の不備がありました。議論の前提となるデータは正確な

ものが求められます。政府におかれでは、なぜこのような事態が起つたのか、その原因をしっかりと究明し、徹底的な再発防止策を講じるよう、与党としても強く要請したいと思います。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました加藤厚生労働大臣に対する不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

働き方改革は、アベノミクス最大のチャレンジであり、今国会での最重要法案であります。加藤大臣は、平成二十八年八月に働き方改革担当大臣に就任して以来、働き方改革の実現に向けた議論を先頭に立つて進めてこられました。

そして、厚生労働大臣として、労働政策審議会での議論を取りまとめ、長時間労働を是正するための罰則つき時間外労働の上限規制の導入、専門性の高い仕事における、成果で評価する制度の創設、勤務間インターバル制度の普及促進、産業医、産業保健機能の強化、同一労働同一賃金の実現など、働く方にとつて早急に実現しなければならない内容を盛り込んだ働き方改革関連法案の提出に向けて強力なりレーダーシップを發揮されてきました。

また、大臣は、法案提出後も、野党の質問にも真摯に丁寧に答えられ、何ら大臣としての資質に疑問の余地はありません。(発言する者あり)

○議長(大島理森君) 御静聴に。

○井野俊郎君(続) ただ、一つ苦言を申し上げるとすれば、今国会において議論の前提となる裁量労働制を見抜けなかつたのであれば、当時の厚生労働行政の責任者たる野党の

ものが求められます。政府におかれでは、なぜこのような事態が起つたのか、その原因をしっかりと究明し、徹底的な再発防止策を講じるよう、与党としても強く要請したいと思います。

私は、自由民主党及び公明党を代表いたしまして、ただいま議題となりました加藤厚生労働大臣に対する不信任決議案に対し、断固反対の立場から討論を行います。(拍手)

働き方改革は、アベノミクス最大のチャレンジであり、今国会での最重要法案であります。加藤大臣は、平成二十八年八月に働き方改革担当大臣に就任して以来、働き方改革の実現に向けた議論を先頭に立つて進めてこられました。

そして、厚生労働大臣として、労働政策審議会での議論を取りまとめ、長時間労働を是正するための罰則つき時間外労働の上限規制の導入、専門性の高い仕事における、成果で評価する制度の創設、勤務間インターバル制度の普及促進、産業医、産業保健機能の強化、同一労働同一賃金の実現など、働く方にとつて早急に実現しなければならない内容を盛り込んだ働き方改革関連法案の提出に向けて強力なりレーダーシップを發揮されてきました。

また、大臣は、法案提出後も、野党の質問にも真摯に丁寧に答えられ、何ら大臣としての資質に疑問の余地はありません。(発言する者あり)

○議長(大島理森君) 御静聴に。

○井野俊郎君(続) ただ、一つ苦言を申し上げるとすれば、今国会において議論の前提となる裁量労働制を見抜けなかつたのであれば、当時の厚生労働行政の責任者たる野党の

在野党筆頭理事である西村議員であつたことをお忘れになつたんでしようか。

大事なことは、責任追及に終始するのではなく、与野党で議論を深め、過労死の防止を始め、労働制の悪用を防ぐとともに、不当な長時間労働を抑止した上で、多様な働き方をいかに実現していくかという建設的な議論であります。そのような議論もなく、一部の野党の方々は、既に政府が撤回している一部データや一部調査の正確性について、延々と批判を繰り返すのみであります。議論が前に進まないのは本当に残念であります。

働き方改革法案の質疑では、一部野党は、特に野村不動産に対する特別指導は、裁量労働制指導への失敗事例であり、加藤大臣は、裁量労働制のもとで過労死が生じたことを知りながら、その事実を隠蔽したことについて責任をとるべきであるなどと主張を繰り返してきました。

この特別指導は、現場の労働基準監督官が、積み重ねた監督指導経験をもとに、制度の適正化を図る観点から行つたものであります。違法な状況を解消しようとしているにもかかわらず、これを失敗とのレッテルを張り、さらに、報道をベースに、過労死が発生する四年前にも野村不動産に監督指導に入つたにもかかわらず、違法な裁量労働制が見抜けなかつたと批判をし続けました。

仮に、野党が主張するように、過労死の四年前に野村不動産に監督指導に入り、違法な裁量労働制を見抜けなかつたのであれば、当時の厚生労働省は、野党の

皆様は、当時の労働担当の厚生労働副大臣が、現

しようと努力しているのは、一体どちらでしようか。

総理は、うみを出し切るとおっしゃっていますが、言葉だけで行動が伴つておりません。

私たち国会は、国民の代表として、三権分立の考えに基づき、立法はもちろん、法案審査や国政調査を通して、時の内閣が暴走しないように監視をする義務があります。

与党の皆さん、正しい根拠データに基づく審査、誠実な答弁、証人喚問、正しい資料の速やかな提出、不要な黒塗りの回避をさせることができます。このことを一緒に現内閣に求める行動を起こすこそ、内閣への監視の実践ではないでしょうか。

総理は、働き方改革国会と位置づけました。その最重要法案の責任者が、加藤勝信厚生労働大臣です。その法案審議の中で、さまざまな問題が浮き彫りになりました。高度プロフェッショナル制度の導入ありき、法案成立ありきで強引に進めてきた結果であり、さまざま問題の責任は、加藤大臣、あなたにあります。

労働法制は、働く者を守るためのものです。なぜならば、使用者と労働者は法律上対等と言われていますが、実際の多くは、圧倒的に労働者の方が立場が弱いからです。岩盤規制に穴を開けると言いますが、穴や抜け道があつてはならないのが労働法制です。そもそも、労働者を守るために、厚生労働大臣、あなたがいるのではないでしょか。

立憲民主党は対案を出しています。労働時間規制が適用除外になり、長時間労働が懸念される高

度プロフェッショナル制度を削除し、労働時間の

上限規制やインターバル規制など、労働者を守り、より健康で、安全に、やりがいを持つて働くための法案です。

この間の加藤大臣は、法案提出手続を始め、審議のための根拠提示も、はぐらかし答弁の連続も、全く不誠実という態度です。

以下、問題点を指摘させていただきます。

第一に、根拠となるデータの取扱いがござんで、エビデンスがないまま法案策定を進めていることです。

安倍総理が答弁に使用したデータが、実は、比較してはならない捏造データだったことがわかりました。そもそも、労働時間総合実態調査自体が

ござんで、実に二割が異常値で、ほかにも、理論上はあり得ても、実態としてはあり得ないよう

データが今なお混在する調査なのです。

かになりました。今なお全てが正しいかどうかわからぬデータをもとに審議をすると、あり得ません。今までの審議の時間を返していただきたい。ましてや、採決に至るなどともないこ

とです。

労政審の委員に対しても、大変失礼な対応そのものです。良識ある大臣であれば、改めて調査し直し、正しいデータをもとに労政審に差戻しをすることです。

問題点の第二に、進め方が結論ありきで、不都合な真実から目を背け、ごまかしを続けていることです。

厚生労働省は、JILPTという外郭団体の調

査結果も持つてますが、不都合な労働時間の部分は使わず、政府の方針に沿わないデータとして意図的に隠されたのではとの疑惑が残ります。

野村不動産に対する特別指導についても、裁量労働制についての指導を徹底しているかのように見せるため、あえて過労死のことに触れていません。違法な裁量労働制適用が十年以上も見過ごされた結果、過労死が起きたことを、不都合な真実として隠蔽したまま法案を進めようとしています。

これだけでなく、野党の追及に、大臣はほとんどのはぐらかし答弁を繰り返し続けています。加藤大臣、働いている方々の命を何だと思っているんですか。

第三の問題点は、そもそも高度プロフェッショナル制度の公正で客観的なニーズを把握していない、それなのに導入を進めていることです。

裁量労働制についても、本来のニーズは、仕事に裁量があること、適正な仕事の量であること、勤務時間にも裁量があることであり、長時間労働の懸念や、使用者が残業代を削減したいだけという不満は払拭されていません。

裁量労働制の問題点すら改善されていないのに、裁量労働制の中に高プロの対象になり得る職種があるにもかかわらず、その方々の実態も、高プロへのニーズも把握していません。

政府は、時間ではなく成果で評価される働き方を希望する働き手のニーズに応える新たな労働時間制度と明記をしていますが、そもそも最初に働き手のニーズと発言された方は経営者です。経営

手のニーズとすりかえていませんか。

ましてや、加藤大臣の答弁では、たった十二名からのヒアリングで高プロ導入を進めようとしています。しかもそのほとんどが、現在の裁量労働制でも対応できる方々です。客観的なニーズを把握する努力すらなく、まさに結論ありきじゃないですか。

第四として、高プロの最大の問題点は、長時間労働を助長し、結果、過労死につながるおそれがあり、しかも労災認定をしにくくする制度であることです。

このことを心配している過労死を考える家族の会の皆さん、高プロ導入をやめてほしいという切実な声が政府にも届いています。総理の最重要法案、まさに首相案件と位置づけているところから、安倍総理に直接伝えたい、会わせてほしいと毎日訴えているにもかかわらず、官邸は、お友達に会うのに、御遺族の方々は門前払いです。

過労死で二十代、三十代の我が子を、配偶者を失つた御家族の悲痛な声が聞こえませんか。命より重たい仕事はありません。

○議長（大島理森君） 岡本君、約束の時間が来ております。

○岡本あき子君（続） 導入ありき、結論ありきで議論の前提も正しくないままに、強引に審議を終了させ、採決に持ち込もうとするものであり、法案内容も、一連の審議手続にも反対をいたしました。

以上、加藤勝信厚生労働大臣の不信任決議に断固賛成の討論といったします。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

た。労働行政に対する信頼を著しく失墜させる行為は、部下の労働局長の更迭で済むものではなく、大臣も責任をとるべきです。

第六に、加藤大臣は、高齢者を中心に磁気ネットクレス等を預託販売し、昨年末、事実上倒産したジャパンライフの会長と会食をしていました。

近の加藤大臣と会長の会食を見て信用した高齢者が大切な老後の資金をだまし取られたとすれば、大臣は、消費者被害の広告塔の役割を果たしたことになります。

最後に、森友学園への国有地売却をめぐる決裁文書が改ざんされた問題で、佐川理財局長が、廃棄した、なかつたと国会で答弁してきた交渉記録が出てまいりました。その上、国会での答弁とついじまとを合わせるために、文書の破棄を指示していました。官僚がリスクの高い所業に手を染めた背景には、官邸が省庁の幹部人事を一元管理する内閣人事局の存在があるとの指摘があります。

二〇一四年に創設された内閣人事局の初代局長に抜てきされたのが、ほかならぬ加藤大臣であります。加藤大臣と安倍総理は、義父の加藤六月氏と安倍晋太郎氏との関係以来の親戚のような深いつき合いと言われており、加藤大臣は総理のお友達の一人です。森友、加計問題では、総理や昭恵夫人のお友達によって行政がゆがめられていることが問題となっています。総理のお友達として内閣人事局長に抜てきされた加藤大臣は、官邸の全自動そんたく機のシステムをつくり上げた戦犯の一人であります。

加藤大臣の座右の銘は、「菜根譚」にある一点の

素心だそうです。人間として生きていく上では、少しでも純粹な心を持つことが必要である

という意味だそうです。もし加藤大臣に純粹な心が残っているのであれば、潔く身を引かれることを進言し、私の賛成討論を終わります。

御清聴ありがとうございました。（拍手）

○議長（大島理森君） 本村伸子君。

〔本村伸子君登壇〕

○本村伸子君 私は、日本共産党を代表して、加藤勝信厚生労働大臣への不信任決議案に対する賛成の討論を行います。（拍手）

第一に、加藤大臣が、労働行政の信頼を失墜させ、捏造されたデータを前提とした働き方改革一括法案を推し進めているからです。

そもそも、裁量労働制で働く方の労働時間は一般労働者よりも短いという首相答弁の虚偽が明らかになりました。さらに、野村不動産への特別指導を引き合いに、裁量労働制の違法適用をしつかり指導していると強調する一方で、同社社員が過労自死していた事実を隠していました。

その上、法案の出発点とされた労働時間のデータの偽造が次々に発覚しています。二割もの異常値を含み、数値が激変した資料が労働政策審議会などに提出され、議論の前提とされていました。

働き方改革法案はきつぱりと撤回し、労働政策審議会に差し戻すべきです。

第二に、働き方改革法案は、残業代ゼロ制度を導入し、過労死ラインの残業を合法化し、労働時間規制を適用しない労働者をつくり出す、極めて

重大な労働法制の大改悪です。

高度プロフェッショナル制度は、労働基準法ができるから初めて、労働時間規制を適用しない労働者をつくり出すものです。業務量の裁量も、業務遂行の裁量も定めておらず、年百四日さえ休めば、二十四時間労働を四十八日間連続させても違法になりません。対象者が長時間労働、過労死に追い込まれることは明らかです。

加藤大臣が、労働時間規制を撤廃する制度の要について、労働者のニーズの根拠に示したのは、わずか十二名のヒアリングだけで、そのどれもが、労働時間規制を撤廃する必然性のないものばかりです。唯一具体的に答弁したのは、深夜・残業手当の支払いを逃れたいという使用者の代弁だけではありませんか。

立法事実すらまともに示さず、労働基準法の最も中心である労働時間規制を取り扱うことなど、到底許されません。

残業時間の上限規制では、労働基準法に、月百時間未満、二から六ヶ月平均八十時間と、過労死ラインまで残業を認める規定を書き込み、その上限規制すら除外、猶予する業務を設けています。

○議長（大島理森君） 採決いたします。
この採決は記名投票をもつて行います。
本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参されることを望みます。——議場閉鎖。氏名点呼を命じます。

〔参考氏名を点呼〕
○議長（大島理森君） 投票漏れはありませんか。——投票漏れないと認めます。投票箱閉鎖。
開票。——議場閉鎖。

投票を計算させます。

〔参考投票を計算〕

ら、憲法二十五条の生存権を保障する国の責任をないがしろにしているからです。

生活保護基準は、この間の連続引下げに続き、ことし十月から三段階で最大五%引き下げられ、更に約七割の生活保護利用者が引き下げられます。

ところが、加藤大臣は、貧困ラインが連続して下がっているとき、低所得層と比べて引き下げられた基準を、最低限度の生活は維持できていると、恥ずかしげもなく言つてのけました。

働く人々の命や人々の暮らしをないがしろにする加藤大臣に、厚生労働省のトップを任せることなどできません。

以上、加藤厚生労働大臣の不信任決議案に賛成の討論とさせていただきます。（拍手）

○議長（大島理森君） これにて討論は終局いたしました。

に、食品等に關し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る五月十日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、同日本委員会に付託されました。

委員会におきましては、十六日齋藤農林水産大臣から提案理由の説明を聽取し、二十三日から質疑に入り、同日参考人から意見を聽取するなど慎重に審査を行い、二十四日質疑を終局いたしました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 討論の通告があります。順次これを許します。亀井亞紀子君。

(亀井亞紀子君登壇)

○亀井亞紀子君 立憲民主党・市民クラブの亀井亞紀子でございます。

私は、ただいま議題となりました卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

冒頭、一言申し上げます。

もはや政府の横暴もここにきわまつてきていました。政府・与党はいよいよ、働き方改革法案ならぬ働き方改悪法案の採決を強行させるようですが、断じて容認できません。絶対に許せません。与党の皆さんには、少しでも御家族が過労死された方の思いに触れたことがありますか。愛する家

族を失った方々と真摯に語り合われたことがありますか。家族会の皆さん悲痛な叫びを聞いたことがありますか。

先日は、過労死家族会のさんは、雨の中、首相官邸を訪れ、安倍総理に面会を求めておられました。しかし、安倍総理はどうとう、過労死家族の方々との面会を拒否したまま、昭恵夫人と手に手をとつて外遊に行つてしましました。都合のいい人だけに会う、都合のいい人だけに囲まれ、都合のいいことだけを耳に入れる。一国の総理がどうべき態度ではありません。

さらに、データの問題も、先ほど西村議員が指摘したとおり、数え切れないほどの異常なデータが我々の調査で次々に発覚し、総理答弁はついに撤回に追い込まれ、裁量労働制は法案から削除を余儀なくされました。

しかし、問題はこれにとどまりませんでした。全データの二割を削除した以上、もはや調査結果の信憑性は失われているのに、信頼性が高いなどと信じられない答弁を加藤厚労大臣が繰り返す。そして、そのデータを二重に集計していたという事実を、何とかになって明らかにする。もはや論外を通り越して、あきれ果て、怒りしか沸いていません。

法案の採決など論外です。与党の皆さん、こんな法案を押し通すなど、恥ずかしくないですか。過労死家族の皆さんに、「データはいろいろ間違っていますが、この法案は大丈夫ですと胸を張つて言えますか。政治家としての良識を疑います。働き方改悪法案だけでもこのあります。さらに、一年以上にわたって、改ざん、隠蔽、捏

造、口裏合わせに、国会要求に合わせての資料破棄。あぐくの果てには、高級官僚のセクハラ、辞任にまで続く異常事態。どれをとっても論外の重大事案です。

中でも、特に問題なのは、虚偽の資料を出して虚偽の答弁を繰り返し、行政府が立法府を欺き続けたという重い事実です。國權の最高機関たる国会がだまされ続けたというこの深刻さを、与党の皆さんはもっと真剣に考えるべきです。与党からこうした声が上がらないのが、私には不思議でなりません。

冒頭、与党議員の皆さん猛省を強く促し、働き方改革法案ならぬ働き方改悪法案の採決などをもつてのほかであると申し上げておきます。

それでは、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。

まず初めに、本法律案は、生産者や市場関係者のための改正ではないことを指摘いたします。議論の始まりは、平成二十八年十一月十一日に、未来投資会議構造改革徹底推進会合「ローカルアベノミクスの深化」会合と規制改革推進会議農業ワーキング・グループが連名でまとめた提言でした。その中に、卸売市場法という特別の法制度に基づく時代おくれの規制は廃止するとの記述があり、関係者の間に大きな衝撃が走りました。

卸売市場の重要な役割の一つは価格決定機能であり、それは長年、仲卸業者といつも引ききによって維持されてきました。今後、量販店が卸売業者から直接買いたたき、価格を不当に下落させるおそれがあります。また、小規模事業者が市場で買付けできなくなるおそれもあります。

そして、理由の第四は、卸売市場が認可制から認定制に変わることです。これは本改正の核心部

す。

委員会質疑を通して問題点が明確になつたので、以下、申し上げます。

反対理由の第一は、法目的から卸売市場の整備に関する文言がなくなり、国の関与が曖昧になつたことです。

これは、国が卸売市場の適正な配置については関知しない、国として卸売市場流通システム全体のビジョンに全く関与しないことを示しています。

理由の第二は、開設者に対する懸念です。本法律案では、民間事業者も中央卸売市場の開設者になることが認められています。開設者たる民間事業者が、卸売市場の取引ルールを自由につくつて、卸売市場を上意下達で運営することができます。

理由の第三は、第三者販売、つまり、卸売業者は中央卸売市場において仲卸業者及び売買参加者以外の者に卸売をしてはならないという規定が削除されることです。

卸売市場の重要な役割の一つは価格決定機能であり、それは長年、仲卸業者といつも引ききによって維持されてきました。今後、量販店が卸売業者から直接買いたたき、価格を不当に下落させるおそれがあります。また、小規模事業者が市場で買付けできなくなるおそれもあります。

そして、理由の第四は、卸売市場が認可制から認定制に変わることです。これは本改正の核心部

でした。現行法では、農林水産大臣や都道府県知事の許認可を受けなければ卸売市場の開設はできません。ところが、法改正により、卸売市場の開設は許認可を受けても行い得る制度となるのです。公正な取引の場として一定の要件を満たす卸売市場については農林水産大臣が認定をすることでした。

つまり、今後、認定を受けない卸売市場が出現し、そこでは、現在卸売市場に課せられているルール、例えば、売買取引の方法の公表とか、差別的取扱いの禁止とか、受託拒否の禁止とか、今回の法改正で守られたとされる規制は一切適用されません。

さらに、不公平な取引については公正取引委員会に通知せよとの御答弁でした。これでは、農省が卸売市場へ関与しなくなると言つても過言ではないでしよう。

認定を受けない市場は施設整備への補助金は得られませんが、大手資本であれば自力で市場を開設できます。今後、地方の卸売市場が買収され、あるいはなくなるかもしれません。

卸売市場の高い公共性は、国内の生産者、消費者のために、将来にわたって維持されるべきです。市場をなくせと提言した規制改革推進会議の新自由主義の信奉者たちは、巧妙に文言を変えることで、得たいものを手にしようとしています。与党の皆さんも、だまされたと思いませんか。認可制から認定制に変わる、そして第三者販売が解禁されることと同じことが起こり得るのです。今からでも遅くありません。日本の食料の流通

制度を根底から壊すであろう本法律案が今国会で廃案となることを願い、私の反対討論といたしました。事業者の創意工夫を生かせるよう自由度を高めるためという漠然とした理由しか返ってきてません。市場関係者や生産者、消費者から直接上がった声を反映させているものもなく、法律改正を行うための立法事実としては極めて不十分です。

○議長(大島理森君) 緑川貴士君。

〔緑川貴士君登壇〕

○緑川貴士君 秋田県に住んでいる、国民民主

党・無所属クラブの緑川貴士です。

ただいま議題となりました卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案につきまして、国民民主党・無所属クラブを代表し、反対の立場から討論いたします。(拍手)

卸売市場は、国民に食料を安定供給する社会インフラであり、国民の暮らしを支える上で極めて重要な基盤であります。

政府は、本改正案の目的について、卸売市場を含めた食品流通の合理化と生鮮食品などの公正な取引環境の確保を促進するためとしています。しかし、その説明には疑わしい部分が多く、改正案には反対せざるを得ません。

以下に、反対の理由を申し述べます。

第一の理由は、本改正案による制度見直しを、

今直ちにこれをを行わなければならない理由が不明であること、すなわち、立法事実に欠いていることです。

今回の改正により、中央卸売市場については、農林水産大臣によるこれまでの認可制から認定制へ移行することになります。これは、市場の開設について、原則として規制をする考え方から自由参入を進める考え方へと、市場のあり方を、大きく転換が図られることを意味します。

しかしながら、これほどの大転換が一体何のために行われるのかということを政府に聞いただし

ても、事業者の創意工夫を生かせるよう自由度を高めるためという漠然とした理由しか返ってきてません。市場関係者や生産者、消費者から直接上がった声を反映させているものもなく、法律改正を行うための立法事実としては極めて不十分で

めに断じておつてはなりません。

ことは、断じておつてはなりません。

第二の理由として、今回の制度改正によって、食料を安定的に供給する社会インフラとしての役割が一変してしまおそれがあることです。

おととし決定された農業競争力強化プログラムにおいては、経済社会情勢の変化を踏まえ、卸売市場法を抜本的に見直し、合理的な理由のなくなっている規制は廃止すると記されました。

政府の卸売市場のあり方を見直す動きは、この農業競争力強化プログラムから端を発していますが、このプログラムは、農業をほかの産業と同一視する観点から、コスト面における体質改善ばかりが強調されたものであり、真に持続可能な農業の発展を目指す内容にはなっておりません。

卸売市場は、生産者から集荷した商品をできるだけ高く売りたいという卸売業者と、可能な限りそれを安く仕入れたいという仲卸業者が、現物をそのまま見きわめながら、品物が適切に評価され、それに基づいた適正な価格が決まり、また品物の良好な品質の保持も図られるんです。

私の地元秋田県で青果、鮮魚を扱う卸売業者の方にお話を伺えば、高齢化や人口減少に伴う人手不足で、地元の卸売業者、仲卸業者の規模の縮

小、また業務に携わる日曜日の数も減少している

ということです。ぎりぎりの人員でこの公益的な役割を担いながら、日々の価格形成に努めています。地域の八百屋さん、魚屋さんの仕入れ量の確保、仕入れ値の安定にも最大限貢献しているわけです。

事業規模を問わず、生産者から委ねられた大切な品物を、多様な商品を買い求めたい実需者に配慮しながら、多数の品目を効率的に取り扱うことによって、生産者、実需者、どちらの利益も最大限守ろうというバランスのとれた公益性の高い仕組みこそが、卸売市場の骨格であります。

農業や食品流通における競争力の向上ばかりに重きが置かれ、コスト重視、過度の合理化を推進する余り、国民に食料を安定供給する社会インフラとしての卸売市場のこの骨格をゆがめるようなことは、断じておつてはなりません。

第三の理由に、これまで卸売市場に定められてきた取引の原則が今後適用されない市場が出てくることによって、ある種の不公正な取引の横行が生じないか、その不安が拭い切れません。

本改正案によつて、これまで原則禁止とされてきた第三者への販売や直荷引きのほか、商物一致の原則などについては卸売市場ごとにルールを定めていくことになりますが、これによって、大手の小売企業などが参入し、巨大資本に基づく購買力の高さ、その優越的な立場から、価格の形成に大きな影響力を及ぼし、ひいては市場の寡占化が進んでいくことが懸念されます。

本改正案では、不公平な取引があつた場合に是正することができ

官 報 (号外)

る規定も設けられておりますが、その実効性については不十分と言わざるを得ません。

ましてや、国の認定を受けずに開設できる卸売市場の場合、差別的取扱いの禁止など、これまで公平性を担保してきた重要な取引ルールを守らずとも、いよいよ市場が運営できてしまうことになり、競争原理の中で卸売市場の概念が大きく変質し、市場間の格差を広げていくことは必至です。

本改正案による卸売市場の改革は、農業競争力強化プログラムを始めとする安倍農政の目玉とされています。アベノミクスを掲げる安倍内閣は、農業分野においても経済至上主義の考え方を取り、余りにも性急な効率化、大規模化の道筋を今まさに突き進んでおります。

拙速過ぎるこの改正の動きは、さまざま弊害を生み、国内農業の持続性が失われることにつながります。その結果として影響を受けるのは、何も生産者だけではありません。安全、安心な食べ物を求める消費者、すなわち全国民にとっても、食の危機は命の危機につながります。

卸売市場で品物の品質の確かさを見きわめる目ききの存在も重要です。市場内において、品物が適切に評価され、いい値段がつくことによって、生産者は更にいいものをつくろうと奮起する、こうした好循環をつくる存在であり、食品の品質といふ観点からも、目ききによって食品の安全性が担保されているんです。

秋田県には、日本海に面した潟上市という町があります。トラフグは北限のフグとして売り出され、低温の海水で身が締まり、白子をたっぷり

と抱え、身の甘さが何といつても自慢であります。

地元の飲食店や旅館で提供されるこの天然フグは、地元の卸売市場で仲卸業者が調達して、安全に、有毒な部位を除去して処理した後、飲食店や旅館に提供されており、卸売市場を介しているからこそ、食の安全がしっかりと守られているんです。

農畜産業、漁業は、私たちの誰もが口にする食料を貪うための嗜みであり、人間が生きていく上で欠かせない、命の根源となる産業です。

生産者の切実な現場の声、市場関係者の思いとはかけ離れた、効率優先主義に立脚するアベノミクス農政に鋭く対峙していくことをここに申し述べ、私の反対討論といたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(大島理森君) 田村貴昭君。

〔田村貴昭君登壇〕

○田村貴昭君 日本共産党の田村貴昭です。

私は、日本共産党を代表して、卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案について、反対の討論を行います。(拍手)

第一に、本法案は、市場を全国に整備する国の責任を放棄するものです。

現行法は、全国の需給の状況を踏まえて、国が整備計画を立て、責任を持つて市場を配置することとしています。中央卸売市場の開設者を自治体

とし、卸売業者は国から許可を得て営業していま

す。しかし、本法案は、これらの仕組みを全て廢止

し、認可制を認定制に替え、民間企業も開設者と

なることができます。これまで条例で決められてきた業務規程も、一企業が決めることになります。生産者の利益を守る公的役割を付与されただけの存在となってしまいます。これは明らかに市場の公共性の後退と言わざるを得ません。

また、認定を受けない市場が開設されれば、差別的取扱いの禁止と受託拒否の禁止の原則も適用されない市場が出現する可能性もあり、恣意的な運用がなされることには避けられません。

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

第二に、本法案は、公正な価格形成機能を破壊します。

卸売市場では、卸売業者と仲卸業者が競りを通じて向き合い、公正な価格形成が行われています。売り手と買い手の力関係は介在せず、仲卸業者の熟練のわざで商品価値のみが評価されています。相対取引や市場外の取引でも、この価格は基準となっています。

しかし、本法案は、卸売業者が仲卸業者以外の者には販売してはならないとする第三者販売の禁止の原則を撤廃し、卸、仲卸が対峙する価格形成の仕組みを崩そうとしています。

今では、卸と仲卸は顧客をとり合い、仲卸は繰々と廃業しています。民間の中央卸売市場となれば、施設使用料が値上がりし、仲卸は窮屈に追い込まれます。

仲卸業者を市場から排除する「一本道」であることに

は明らかです。

第三に、本法案は、市場関係者の要求からスタートしたものではありません。規制改革推進会議、未来投資会議が持ち出した

ものであり、市場を物流センターやパックヤードとして活用したいという大手小売の要求に応えるものです。

小さくても多様な食料生産と、これに依拠する豊かな食文化を損ない、大企業による寡占化を招く法案と言わざるを得ません。

以上を指摘し、討論とします。(拍手)

○議長(大島理森君) これにて討論は終局いたしました。

第三に、本法案は、起立多數。よって、本法案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本法案を委員長報告のとおり可決いたしました。

〔賛成者起立〕

○議長(大島理森君) 起立多數。よって、本法案を委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(大島理森君) 日程第二、災害救助法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。災害対策特別委員長 望月義夫君。

災害救助法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔望月義夫君登壇〕

○望月義夫君 ただいま議題となりました法律案につきまして、災害対策特別委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、東日本大震災、平成二十八年熊本地震を教訓に、今後の災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ろうとするもので、その主な内容は、

内閣総理大臣の指定する救助実施市の長が、その市の区域内において災害救助を行うこと、内閣総理大臣が救助実施市の指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聞かなければならぬこと、

都道府県知事は、救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと、救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁することとし、国庫は、その合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担すること、救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならぬこと

等であります。

等であります。

本案は、去る五月十六日本委員会に付託され、翌十七日に小此木防災担当大臣から提案理由の説

明を聴取し、昨二十四日に質疑を行いました。質疑終局後、採決の結果、本案は全会一致をもつて原案のとおり可決すべきものと決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

○山際大志郎君登壇

〔本号末尾に掲載〕

○山際大志郎君 ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するものであります。

本案は、去る五月十七日本委員会に付託され、

二十三日提出者中谷元君から提案理由の説明を聴取した後、同日質疑に入りました。翌二十四日、参考人から意見を聴取した後、更に質疑を行い、同日質疑を終局しました。本日、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(大島理森君) 採決いたします。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

大西 宏幸君
杉田 水脈君

上野 宏史君
井野 俊郎君

武井 俊輔君
浦野 靖人君

串田 誠一君
百武 公親君

上野 宏史君
井野 俊郎君

百武 公親君
船橋 利実君

井野 俊郎君
百武 公親君

大西 宏幸君
浦野 靖人君

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時三十四分散会

委員長の報告を求めます。内閣委員長山際大志郎君。

ギャンブル等依存症対策基本法案及び同報告書

○議長(大島理森君) 起立多數。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

○議長(大島理森君) 採決いたします。

〔本号末尾に掲載〕

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたしました。

出席国務大臣

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたしました。

午後四時三十四分散会

○議長(大島理森君) 本日は、これにて散会いたしました。

官報(号外)

厚生労働委員

辞任

足立 康史君

浦野 靖人君

農林水産委員

辞任

岸 信夫君

斎藤 洋明君

藤原 崇君

古川 康君

細田 健一君

石川 神谷

工藤 彰三君

本田 太郎君

安藤 高夫君

佐々木 紀君

佐藤 明男君

高橋ひなこ君

佐藤 明男君

工藤 彰三君

本田 太郎君

安藤 高夫君

佐々木 紀君

佐藤 明男君

堀越 啓仁君

大西 英男君

佐藤 明男君

堀越 啓仁君

山田 美樹君

大西 英男君

佐藤 明男君

堀越 啓仁君

中谷 一馬君

堀越 啓仁君

中谷 一馬君

堀越 啓仁君

補欠
足立 康史君
足立 康史君

浦野 靖人君

(特別委員辞任及び補欠選任)

一、昨二十四日、議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

災害対策特別委員
辞任
補欠
大岡 敏孝君
武井 俊輔君
高木 啓君
神田 裕君
神田 裕君
鳩山 二郎君
岡下 昌平君
神田 裕君
岡本あき子君
神谷 裕君
岡下 昌平君
大岡 敏孝君
武井 俊輔君
三浦 靖君
高木 啓君
辻元 清美
泉 健太
穀田 恵一
照屋 寛徳
西村智奈美
広田 一
玉城デ二一

厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案
右の議案を提出する。
厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案
厚生労働大臣加藤勝信君は、安倍内閣が「働き方改革国会」と銘打った国会において、厚生労働行政の責任者として、全くその任に値しない対応を繰り返した。

野党の指摘により発見され、総理答弁の撤回、裁量労働制を削除した上での法案の提出を余儀なくされた。しかし、提出された法案には高度プロフェッショナル制度の創設が残されたままであり、残業代ゼロの長時間労働を助長する懸念は全く払拭されていないどころか、過労死を促進する法案であり、断じて容認し難い。

厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議案
厚生労働大臣加藤勝信君は、安倍内閣が「働き方改革国会」と銘打った国会において、厚生労働行政の責任者として、全くその任に値しない対応を繰り返した。

以上が、本決議案を提出する理由である。

阿久津幸彦外百十一名
厚生労働大臣加藤勝信君不信任決議
本院は、厚生労働大臣加藤勝信君を信任せず。
右決議する。
理由
卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律案
右
国会に提出する。
平成三十年三月六日
内閣総理大臣 安倍 晋三

厚生労働大臣加藤勝信君は、安倍内閣が「働き方改革国会」と銘打った国会において、厚生労働行政の責任者として、全くその任に値しない対応を繰り返した。

政府が提出した働き方改革法案の「議論の出発点」となる調査データに根本的かつ大量の誤りがある
第一條 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。
消費者契約法の一部を改正する法律案
エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一
係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案
法の一部を改正する法律案
環太平洋パートナーシップ協定の締結に伴う関
所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別
法律案
部を改正する法律案
エネルギーの使用の合理化等に関する法律の一
係法律の整備に関する法律の一部を改正する法律案
規置法案
工程法案
厚生労働大臣加藤勝信君は、安倍内閣が「働き
方改革国会」と銘打った国会において、厚生労働
行政の責任者として、全くその任に値しない対応
を繰り返した。

目次を次のように改める。

第一章 総則 第一条・第二条

第二章 卸売市場に関する基本方針 第二条

第三章 中央卸売市場(第四条—第十二条)

第四章 地方卸売市場(第十三条—第十五条)

第五章 雑則 第十六条・第十七条

第六章 罰則(第十八条・第十九条)

第一条中「の整備を計画的に促進するための措置、卸売市場の開設及び卸売市場における卸売その他の取引に関する規制等について定め、卸売市場の整備を促進し、及び」を「が食品等の流通(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号)第二条第二項に規定する食品等の流通をいう。)において生鮮食料品等の公正な取引の場として重要な役割を果たしていることに鑑み、卸売市場に関し、農林水産大臣が策定する基本方針について定めるとともに、農林水産大臣及び都道府県知事によるその認定に関する措置その他の措置を講じ、「に」「もつて」を「もつて」に改める。第二条第二項中「であつて」を「であつて」に改め、同条第三項及び第四項を次のように改める。

3 この法律において「開設者」とは、卸売市場を開設する者をいう。
4 この法律において「卸売業者」とは、卸売市場に出荷される生鮮食料品等について、その出荷者から卸売のための販売の委託を受け、又は買い受けて、当該卸売市場において卸売をする業務を行う者をいう。
5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

第一条に次の二項を加える。

5 この法律において「仲卸業者」とは、卸売市場において卸受けた生鮮食料品等を当該卸売市場内の店舗において販売する者をいう。

卸売市場内の店舗において販売する者をい

う。

第三条を削る。

第二章を次のように改める。

第二章 卸売市場に関する基本方針

第三条 農林水産大臣は、卸売市場に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 卸売市場の業務の運営に関する基本的な事項

二 卸売市場の施設に関する基本的な事項

三 その他卸売市場に関する重要な事項

3 農林水産大臣は、基本方針を定めようとするときは、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。

4 農林水産大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。
5 前二項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第三章第一節から第三節まで及び同章第四節の節名を削る。

第四十八条第一項を次のように改める。

3 卸売市場の位置及び面積並びに施設に関する事項

4 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

5 卸売市場の業務の運営体制に関する事項

6 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

7 卸売市場の卸売業者に関する事項

8 その他農林水産省令で定める事項

3 申請書には、その申請に係る卸売市場の業務に関する規程(以下「業務規程」という。)を添付しなければならない。

に、「行なう」を「行う」に改め、同条第三項中「第一項又は」を削り、「職員」を「当該職員」に改め、同条第四項中「第一項又は」を削り、第三章中同条を第十二条とし、同条の前に次の八条を加える。

(中央卸売市場の認定)

4 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 卸売業者、仲卸業者その他の卸売市場において売買取引を行う者(以下「取引参加者」という。)が当該卸売市場における業務

に關し遵守すべき事項

5 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認められるときは、当該認定をするものとする。

1 申請書及び業務規程の内容が、基本方針に照らし適切であること。

2 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。

3 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とす

るものであること。

4 開設者は、当該卸売市場の業務の運営に關し、取引参加者に対して、不当に差別的な取扱いをしないこと。

5 開設者は、当該卸売市場において取り扱う生鮮食料品等について、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の農林水産省令で定める事項を公表すること。

6 開設者は、業務規程に定められている遵守事項(前項第二号に掲げる事項をい

う。以下この項において同じ。)を取引参

加者に遵守させるため、これに必要な限

度において、取引参加者に対し、指導及

び助言、報告及び検査、是正の求めそ

他の措置をとることができること。

| | |
|---|---|
| <p>四 業務規程に前項第一号に掲げる事項として次に掲げる方法が定められているとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。</p> <p>イ 卸売業者の生鮮食料品等の品目ごとのせり売又は入札の方法、相対による取引の方法その他の売買取引の方法</p> | |
| <p>一 売買取引の原則 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。</p> <p>二 差別的取扱いの禁止 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不正に差別的な取扱いをしないこと。</p> <p>三 売買取引の方法 卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売すること。</p> <p>四 売買取引の条件の公表 卸売業者は、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。</p> <p>五 受託拒否の禁止 卸売業者は、その取扱品目に属する生鮮食料品等について当該卸売市場における卸売のための販売の委託の申込みがあつた場合には、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。</p> <p>六 決済の確保 (一) 取引参加者は、前号口に掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するため必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正當な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。</p> <p>七 売買取引の結果等の公表 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)の他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。</p> | <p>口 取引参加者が売買取引を行う場合における支払期日、支払方法その他の決済の方法</p> <p>五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。</p> |
| <p>六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。</p> <p>八 当該遵守事項が取引参加者の意見を聽いて定められていること。</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>十 農林水産大臣は、第一項の認定をしたときは、農林水産省令で定めるところにより、当該認定を受けた卸売市場(次項及び第十八条第一号を除き、以下「中央卸売市場」という。)に關し、次に掲げる事項を公示するものとする。</p> <p>一 開設者の名称及び住所</p> <p>二 中央卸売市場の名称</p> <p>三 中央卸売市場の位置及び取扱品目</p> <p>7 第一項の認定を受けた卸売市場でないものは、中央卸売市場又はこれに紛らわしい名称を称してはならない。</p> <p>(欠格事由)</p> <p>第五条 地方公共団体以外の者であつて次の各号のいずれかに該当するものは、前条第一項の認定を受けることができない。</p> <p>一 法人でない者</p> <p>二 その法人又はその業務を行ふ役員がこの</p> | <p>六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げる要件に適合するものであること。</p> <p>イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げる事項の内容に反するものでないこと。</p> <p>八 当該遵守事項が取引参加者の意見を聽いて定められていること。</p> <p>九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。</p> <p>十 農林水産大臣は、第一項の認定による前条第一項の認定を取り消し又は第十四条において読み替えて準用する第十二条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行ふ役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人</p> <p>四 第十二条第一項の規定による前条第一項の認定を取り消し又は第十四条において読み替えて準用する第十二条第一項の規定による第十三条第一項の認定の取消しの日前三十日以内にその取消しに係る法人の業務を行ふ役員であつた者でその取消しの日から二年を経過しないものがその業務を行う役員となつている法人</p> <p>三 第十二条第一項の規定により前条第一項の認定を取り消され、又は第十四条において読み替えて準用する第十二条第一項の規定により第十三条第一項の認定を取り消され、その取消しの日から二年を経過しないもの</p> |
| <p>2 中央卸売市場の開設者は、前項の農林水産省令で定める軽微な変更をしたときは、遅滞なく、その旨を農林水産大臣に届け出なければならない。</p> <p>3 第四条第二項から第六項までの規定は、第一項の変更の認定について準用する。</p> <p>(中央卸売市場の休止及び廃止)</p> <p>第七条 中央卸売市場の開設者は、その中央卸売市場の業務の全部又は一部を休止し、又は廃止しようとするときは、農林水産省令で定</p> | <p>法律その他生鮮食料品等の取引に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることのなくなった日から二年を経過しないもの</p> |

めるところにより、その旨を、取引参加者に通知するとともに、農林水産大臣に届け出なければならない。

(認定の失効)

第八条 中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定は、その効力を失う。

一 当該中央卸売市場の業務の全部が廃止されたとき。

二 当該中央卸売市場について第十三条第一項の認定があつたとき。

三 当該開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。

四 その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。)又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。

五 その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。

六 その開設者が、この法律若しくは第五条第一号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。

七 卸売市場の卸売業者に関する事項

八 その他農林水産省令で定める事項

九 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名

十 卸売市場の名称

十一 卸売市場の位置及び施設に関する事項

十二 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項

十三 卸売市場の業務の運営に関する事項

十四 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項

十五 卸売市場の卸売業者に関する事項

十六 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。

十七 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。

一 卸売市場の業務の方法

二 取引参加者が当該卸売市場における業務に關し遵守すべき事項

三 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるとときは、当該認定をするものとする。

(認定の取消し)

第十一条 農林水産大臣は、中央卸売市場の業務の適正かつ健全な運営を確保するために必要な措置をとるべき旨を命ずることができ

る。

第十二条 農林水産大臣は、中央卸売市場が次の各号のいずれかに該当するときは、当該中央卸売市場に係る第四条第一項の認定を取り消すことができる。

| | | | |
|-----|--|-----|---|
| 一 | 当該中央卸売市場が、第四条第一項の農林水産省令で定める基準に該当しないこと | 二 | 当該中央卸売市場が、第四条第五項各号に掲げる要件に適合しているものは、当該卸売市場の所在地を管轄する都道府県知事(以下「都道府県知事」という。)の認定を受けて、地方卸売市場と称することができる。 |
| 三 | その開設者が、第五条第一号、第二号又は第四号に該当するに至つたとき。 | 四 | その開設者が、開設する卸売市場について不正の手段により第四条第一項の認定(第六条第一項の変更の認定を含む。)又は第十三条第一項の認定(第十四条において読み替えて準用する第六条第一項の変更の認定を含む。)を受けたことが判明したとき。 |
| 五 | その開設者が、次条第一項若しくは第二項(これらの規定を第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項(第十四条において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。 | 六 | その開設者が、この法律若しくは第五条第一号の政令で定める法律若しくはこれらの法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反したとき。 |
| 七 | 卸売市場の卸売業者に関する事項 | 八 | その他農林水産省令で定める事項 |
| 九 | 開設者の名称及び住所並びにその代表者の氏名 | 十 | 卸売市場の位置及び施設に関する事項 |
| 十一 | 卸売市場の取扱品目並びに取扱品目ごとの取扱いの数量及び金額に関する事項 | 十二 | 卸売市場の業務の運営に関する事項 |
| 十三 | 卸売市場の業務の運営に必要な資金の確保に関する事項 | 十四 | 卸売市場の業務の運営に関する事項 |
| 十五 | 卸売市場の卸売業者に関する事項 | 十六 | 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。 |
| 十七 | 業務規程には、次に掲げる事項を定めなければならない。 | 十八 | 申請書には、その申請に係る業務規程を添付しなければならない。 |
| 十九 | 一 卸売市場の業務の方法 | 二十 | 二 取引参加者が当該卸売市場における業務に關し遵守すべき事項 |
| 二十 | 三 都道府県知事は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る卸売市場について次に掲げる要件に適合すると認めるとときは、当該認定をするものとする。 | 二十一 | 四 業務規程には、次に掲げる方法が定められていないとともに、当該方法が農林水産省令で定めるところにより公表されていること。 |
| 二十二 | 五 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。 | 二十三 | 六 業務規程に定められている遵守事項が、次の表の上欄に掲げる事項に關し、同表の下欄に掲げる事項を内容とするものであること。 |

| | |
|---|--|
| 一 | 申請書及び業務規程の内容が、法令に違反しないこと。 |
| 二 | 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 |
| 三 | 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 |
| 四 | 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 |
| 五 | 業務規程に定められている前項第一号に掲げる事項が、次に掲げる事項を内容とするものであること。 |

| 一 売買取引の原則 | 取引参加者は、公正かつ効率的に売買取引を行うこと。 |
|---------------|---|
| 二 差別的取扱いの禁止 | 卸売業者は、出荷者又は仲卸業者その他の買受人に対して、不当地差別的な取扱いをしないこと。 |
| 三 売買取引の方法 | 卸売業者は、前号イに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、卸売すること。 |
| 四 売買取引の条件の公表 | 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、その取扱品目その他売買取引の条件(売買取引に係る金銭の收受に関する条件を含む。)を公表すること。 |
| 五 決済の確保 | (一) 取引参加者は、前号ロに掲げる方法として業務規程に定められた方法により、決済を行うこと。 (二) 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、事業報告書を作成し、これを開設者に提出するとともに、当該事業報告書(出荷者が安定的な決済を確保するため必要な財務に関する情報として農林水産省令で定めるものが記載された部分に限る。)について閲覧の申出があつた場合には、農林水産省令で定める正当な理由がある場合を除き、これを閲覧させること。 |
| 六 売買取引の結果等の公表 | 卸売業者は、農林水産省令で定めるところにより、卸売の数量及び価格その他の売買取引の結果(売買取引に係る金銭の收受の状況を含む。)その他の公正な生鮮食料品等の取引の指標となるべき事項として農林水産省令で定めるものを定期的に公表すること。 |

| 一 開設者の名称及び住所 | 地方卸売市場の名称 |
|--|---|
| 二 地方卸売市場の位置及び取扱品目 | 第第一項第一号に係る部分を除く。及び第十一条の規定は、前条第一項の認定について準用する。この場合において、これらの規定(第六条第一項を除く。)中「農林水産大臣」とあるのは「都道府県知事」と、第六条第二項中「第四条第二項各号」とあるのは「第十三条第二項各号」と、「農林水産大臣」とあるのは「その所在地を管轄する都道府県知事(以下第十一条までにおいて「都道府県知事」という。)」と、同条第三項中「第四条第二項」とあるのは「第十三条第二項」と、第八条第一項第二号及び第二項中「第十三条第一項」とあるのは「第四条第一項」と、第十一條第一項第二号中「第四条第五項各号」とあるのは「第十三条第五項各号」と読み替えるものとする。 |
| 三 第六章を第五章とする。 | 第五章及び第七十二条から第七十五条までを削る。 |
| 四 第六章中第七十六条を第十七条とし、同条の前に次の第一条を加える。(助成) | 第六章中第七十六条を第十七条とし、同条の前に次の第一条を加える。 |
| 五 第十六条 | 国は、中央卸売市場の開設者であつて食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律第五条第一項の認定を受けたものと、当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げられる要件に適合するものであること。 |

| | |
|---|---|
| 六 前号の表の下欄に掲げる事項以外の遵守事項が定められている場合には、次に掲げられる要件に適合するものであること。 | 取引を確保するために必要な施設を有すること。 |
| 七 口 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げられて定められていること。 | 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。 |
| 八 ハ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。 | 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。 |
| 八 イ 当該遵守事項が前号の表の下欄に掲げられる事項の内容に反するものでないこと。 | 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。 |
| 八 ロ 当該遵守事項が取引参加者に遵守されるために必要な体制を有すること。 | 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。 |
| 八 ミ 当該遵守事項及び当該遵守事項が定められた理由が公表されていること。 | 九 前各号に掲げるもののほか、当該卸売市場が、卸売市場の適正かつ健全な運営に必要なものとして農林水産省令で定める要件に適合するものであること。 |
| 九 都道府県知事は、第一項の認定をしたとき | 第十一条の規定は、前条第一項の認定を受けたものと、当該遵守事項が取引参加者に遵守されるために必要な体制を有すること。 |
| 九 国及び都道府県は、中央卸売市場又は地方 | 第十一条の規定は、前条第一項の認定を受けたものと、当該遵守事項が取引参加者に遵守されるために必要な体制を有すること。 |

第一節 食品等の流通の合理化に関する基 本方針(第四条)

第二節 食品等流通合理化計画(第五条・第六条)

第三節 支援措置

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行 う食品等流通合理化事業促進業 務(第七条・第八条)

第二款 株式会社農林漁業成長産業化支 援機構の行う食品等流通合理化 事業支援業務(第九条・第十二 条)

第三款 雑則(第十三条・第十五条)

第四節 食品等流通合理化促進機構(第十 六条・第二十六条)

第五章 罰則(第三十二条・第三十四条)

附則

第一章 総則

第二章 食品等の取引の適正化のための措置 (第二十七条・第二十九条)

第三章 食品等の取引の適正化のための措置 (第二十七条・第二十九条)

第四章 雜則(第三十条・第三十一条)

第五章 罰則(第三十二条・第三十四条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、食品等の流通が農林漁業者と一般消費者とをつなぐ重要な役割を果たしていることに鑑み、食品等の流通の合理化を図るため、農林水産大臣による基本方針の策定及び食品等流通合理化計画の認定、その実施に必要な支援措置その他の措置を講ずることともに、食品等の取引の適正化を図るために、農林水産大臣による調査の実施その他の措置を講じ、もって農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを目的とする。

(定義) 第二条 この法律において「食品等」とは、次に掲げる物をいう。ただし、医薬品、医療機器

等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和三十五年法律第百四十五号)第二条第一項に規定する医薬品、同条第二項に規定する医薬部外品、同条第三項に規定する化粧品及び同条第九項に規定する再生医療等製品に該当するものを除く。

一 飲食料品

二 花きその他農林水産省令で定める農林水產物(前号に掲げるものを除く。)

三 農林水産物を原料又は材料として製造し、又は加工したもの(第一号に掲げるものを除く。)であつて、農林水産省令で定めるもの

2 この法律において「食品等の流通」とは、食 品等の輸送、保管、販売その他の取扱いの過 程をいう。

3 この法律において「食品等の流通の合理化」とは、食品等の流通の経費を削減するために行う食品等の流通の効率化その他の措置又は食品等の価値を高め、若しくは新たな需要を開拓するために行う食品等の流通における品質管理若しくは衛生管理の高度化その他の措 置をいう。

4 この法律において「食品等の取引の適正化」とは、食品等の取引が適正に行われるよう にするために行う食品等の取引条件の改善その他の措置をいう。

(留意事項)

第三条 食品等の流通の合理化のための施策を 講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意 しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下 「食品等流通事業者」という。)が、多様化 する需要に即して、創意工夫を發揮して事 業活動を積極的に行うことができるよう すること。

二 食品等流通事業者(以下「事業者」とい う。)が、多様化する需要に即して、創意工 夫を發揮して事業活動を積極的に行うこと とする。

(農林水産省令への委任)

第三十一条 この法律に定めるもののほか、こ の法律の実施のための手続その他の措 置に関し必要な事項は、農林水産省令で定 める。

第三章の章名中「食品流通構造改善促進機 構」を「食品等の流通の合理化のための措置」に改 めること。

第二十一条中「協議しなければならない」を 「協議するものとする」に改め、同条第一号中 「第三十三条第一項、第十四条第一項又は第十五 条第一項」を「第十八条第一項、第十九条第一項 又は第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第 十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同 条第三号中「第十七条を第二十二条」と改め、 第三章中同条を第二十六条とする。

第二十条第一項中「機構」を「促進機構」に、 「指定」という。)を「指定」に改め、同項第一号 中「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同 項第二号を次のように改めること。

二 不正の手段により指定を受けたことが判 明したとき。

第三章中「前二条」を「前条」に、「各本条」 を「同条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に、「二 十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第 十九条」を「第二十四条」に改め、同号を同条第 三号とし、同条第一号中「第十八条第一項」を 「第二十三条第一項」に改め、同号を同条第一号 とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十五条の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者

第二十三条を第三十二条とする。

第四章中第二十二条を第三十条とし、同条の 次に次の二条を加える。

第三条 食品等の流通の合理化のための施策を 講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意 しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下 「食品等流通事業者」という。)が、多様化 する需要に即して、創意工夫を發揮して事 業活動を積極的に行うことができるよう すること。

二 食品等流通事業者(以下「事業者」とい う。)が、多様化する需要に即して、創意工 夫を發揮して事業活動を積極的に行うこと とする。

第三章の章名中「食品流通構造改善促進機 構」を「促進機構」に改め、同条

第十四条第一項中「機構」を「促進機構」に改め、同条 を「促進機構は、第十七条第一号」に、「当該業 務」を「債務保証業務」に改め、同条を第十九条

第三章中「協議しなければならない」を 「協議するものとする」に改め、同条第一号中 「第十三條第一項、第十四條第一項又は第十五 條第一項」を「第十八條第一項、第十九條第一項 又は第二十条第一項」に改め、同条第二号中「第 十五条第二項」を「第二十条第二項」に改め、同 条第三号中「第十七条を第二十二条」と改め、 第三章中同条を第二十六条とする。

第二十条第一項中「機構」を「促進機構」に、 「指定」という。)を「指定」に改め、同項第一号 中「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同 項第二号を次のように改めること。

二 不正の手段により指定を受けたことが判 明したとき。

第三章中「前二条」を「前条」に、「各本条」 を「同条」に改め、同条を第三十二条とする。

第二十四条を削る。

第二十三条中「一に」を「いずれかに」に、「二 十万円」を「三十万円」に改め、同条第一号中「第 十九条」を「第二十四条」に改め、同号を同条第 三号とし、同条第一号中「第十八条第一項」を 「第二十三条第一項」に改め、同号を同条第一号 とし、同号の前に次の一号を加える。

一 第十五条の規定による報告をせず、又は 虚偽の報告をした者

第二十三条を第三十二条とする。

第四章中第二十二条を第三十条とし、同条の 次に次の二条を加える。

第三条 食品等の流通の合理化のための施策を 講ずるに当たっては、次に掲げる事項に留意 しなければならない。

一 食品等の流通に関する事業を行う者(以下 「食品等流通事業者」という。)が、多様化 する需要に即して、創意工夫を發揮して事 業活動を積極的に行うことができるよう すること。

二 食品等流通事業者(以下「事業者」とい う。)が、多様化する需要に即して、創意工 夫を發揮して事業活動を積極的に行うこと とする。

第三章の章名中「食品流通構造改善促進機 構」を「促進機構」に改め、同条

第十四条第一項中「機構」を「促進機構」に改め、同条 を「促進機構は、第十七条第一号」に、「当該業 務」を「債務保証業務」に改め、同条を第十九条

第十三条第一項中「機構」を「促進機構」に改め、同条を第十八条とする。

第十二条中「機構」を「促進機構」に改め、同条

第一号中「構造改善事業(以下この条)」を「食品等流通合理化事業(次号)」に、「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同条第二号から第四号までを削り、同条第五号中「認定構造改善事業」を「認定食品等流通合理化事業」に改め、同号を同条第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

三 食品等の流通に関する情報の収集、調査及び研究を行い、並びにその成果を普及すること。

第十二条第六号から第九号までを削り、同条第十号中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に改め、同号を同条第四号とし、同条第十一号を同条第五号とし、同条を第十七条とする。

第十二条第一項中「食品の流通部門の構造改善」を「食品等の流通の合理化」に、「食品流通構造改善促進機構(以下「機構」)を「食品等流通合理化促進機構(以下「促進機構」)に改め、同条第二項中「指定」を「規定による指定(第二十五条において「指定」という。)」に、「機構」を「促進機構」に改め、「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条第三項中「機構」を「促進機構」に改め、同条第四項中「前項」の下に「規定による」を加え、「公示しなければならない」を「公示するものとする」に改め、同条を第十六条とし、第三章中同条の前に次の三節及び節名を加える。

第一節 食品等の流通の合理化に関する基本方針

第四条 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化に関する基本方針(以下「基本方針」といいう)を定めるものとする。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

| |
|--|
| 一 食品等の流通の合理化を図る事業(以下「食品等流通合理化事業」という。)を実施しようとする者が講ずべき次に掲げる措置に関する事項 |
| 口 食品等の流通の効率化に関する措置 |
| イ 食品等の流通における品質管理及び衛生管理の高度化に関する措置 |
| ハ 食品等の流通における情報通信技術その他の技術の利用に関する措置 |
| 二 食品等に係る国内外の需要への対応に関する措置 |
| ホ イから二までに掲げるもののほか、食品等の流通の合理化のために必要な措置 |
| 二 前号に掲げるもののほか、食品等の流通の合理化に関する必要な事項 |
| 3 農林水産大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。 |
| 4 農林水産大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、関係行政機関の長に協議し、かつ、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くものとする。 |
| 5 農林水産大臣は、第一項の規定により基本方針を定め、又は第三項の規定によりこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表するものとする。 |

| |
|---|
| 第一節 食品等流通合理化計画 |
| (計画の認定) |
| 第五条 食品等流通合理化事業を実施しようとする者は、農林水産省令で定めるところにより、単独又は共同して、その実施しようとする食品等流通合理化事業に関する計画(以下「食品等流通合理化計画」という。)を作成し、これを農林水産大臣に提出して、その認定を受けることができる。 |
| 2 食品等流通合理化計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。 |

| |
|---|
| 一 食品等流通合理化事業の目標 |
| 二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期 |
| 三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 |
| 四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度 |
| 3 農林水産大臣は、第一項の認定の申請があつた場合において、当該食品等流通合理化計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。 |

| |
|---|
| 一 食品等流通合理化事業の目標 |
| 二 食品等流通合理化事業の内容及び実施時期 |
| 三 食品等流通合理化事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法 |
| 四 食品等流通合理化事業による食品等の流通の合理化が農林漁業の成長発展及び一般消費者の利益の増進に寄与する程度 |
| 3 前条第三項から第五項までの規定は、第一項の規定による変更の認定について準用する。 |

規定期による変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。従つて食品等流通合理化事業を実施していないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

第三節 支援措置

第一款 株式会社日本政策金融公庫の行う食品等流通合理化事業促進業務

(資金の貸付け)

第七条 株式会社日本政策金融公庫(以下「公庫」という。)は、株式会社日本政策金融公庫法(平成十九年法律第五十七号。以下「公庫法」という。)第十一條に規定する業務のほか、認定事業者であつて次の各号に掲げる者に該当するものに対し、食料の安定供給の確保又は農林漁業の持続的かつ健全な発展に資する長期かつ低利の資金であつて認定計画に従つて食品等流通合理化事業を実施するために必要なものであり、かつ、それぞれ当該各号に定めるもの(他の金融機関が融通することを困難とするものに限る)のうち農林水産大臣及び財務大臣の指定するものの貸付けの業務を行うことができる。

一 中小企業者(公庫法第二条第三号に規定する中小企業者をいう。次条第一項において同じ。)その償還期限が十年を超える資本の認定を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る食品等流通合理化計画(前項の

期限及び据置期間については、政令で定める範囲内で、公庫が定める。

3 第一項の規定により公庫が行う同項に規定する資金の貸付けについての公庫法第十一條第一項第六号、第十二條第一項、第三十一條第二項第一号、第四十一條第二号、第五十

三条 第五十八条、第五十九条第一項、第六十四条第一項第四号、第七十三条第三号及び別表第二第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる公庫法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。

| | | |
|-----------------------|-----------------------------------|---|
| 第十一條第一項第一号 | 掲げる業務 | 掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。)第七条第一項に規定する業務 |
| 第十二條第一項 | 掲げる業務 | 掲げる業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。)第七条第一項に規定する業務 |
| 第三十一條第二項第一号及び第四十二条第一号 | 又は別表第一第二号に掲げる業務 | 若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七条第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号 |
| 第五十三條 | 同項第五号 | 食品等流通法第七条第一項に規定する業務並びに第十一條第一項第五号 |
| 第五十八條及び第五十九條第一項 | この法律 | この法律、食品等流通法 |
| 第六十四条第一項 | 又は別表第一第二号に掲げる業務 | 若しくは別表第二第二号に掲げる業務又は食品等流通法第七条第一項に規定する業務 |
| 第五号 | 同項第五号 | (出資等) |
| 第七十三条第三号 | 第十一條 | 第九条 株式会社農林漁業成長産業化支援機構(以下「支援機構」という。)は、株式会社農林漁業成長産業化支援機構法(平成二十四年法律第八十三号。第十一條において「支援機構法」という。)第十一條第一項第一号から第十五号までに掲げる業務のほか、次に掲げる業務を営むことができる。 |
| 別表第二第九号 | 又は別表第一第一号から第十四号までの下欄に掲げる資金の貸付けの業務 | 第一 支援対象認定事業者 認定事業者のうちなつたものをいう。以下この条において同じ。に対する出資 |

2 前項に規定する債務の保証は、公庫法の適用については、公庫法第十一條第一項第二号の規定による公庫法別表第二第四号の下欄に掲げる業務とみなす。

2 (債務の保証)
第八条 公庫は、公庫法第十一條の規定にかかるわらず、認定事業者(中小企業者及び海外におけるこれに準ずるものとして農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものに限る。)が認定計画に従つて海外において食品等流通合理化事業を実施するために必要な長期の資金の借入れ(外国の銀行その他の金融機関のうち農林水産省令・経済産業省令・財務省令で定めるものからの借入れに限る。)に係る債務の保証(債務を負担する行為であつて債務の保証に準ずるもの含む。)を行うことができる。

3 支援対象認定事業者に対する資金の貸付ける出資
三 支援対象食品等流通合理化事業支援団体に対する基金(一般社団法人及び一般財团法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)第百三十一条に規定する基金をいう。)の拠出

| | | |
|--|--|--|
| 二 次号及び第八号において同じ。に対する出資 | 四 支援対象認定事業者に対する資金の貸付け | 五 支援対象認定事業者が発行する有価証券及び同条第二項の規定により有価証券とみなされる権利をいう。以下この号において同じ。及び支援対象認定事業者が保有する有価証券の取得 |
| 二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体(認定事業者に対する資金供給その他の支援を行つた団体(以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。)のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいじ。)に対する出資 | 六 支援対象認定事業者に対する金銭債権及び支援対象認定事業者が保有する金銭債権の取得 | 七 支援対象認定事業者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 |
| 二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体(認定事業者に対する資金供給その他の支援を行つた団体(以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。)のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいじ。)に対する出資 | 八 支援対象食品等流通合理化事業支援団体が行う認定事業者に対する資金供給その他の支援に関する指導、勧告その他の措置 | 九 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する専門家の派遣 |
| 二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体(認定事業者に対する資金供給その他の支援を行つた団体(以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。)のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいじ。)に対する出資 | 十 食品等流通合理化事業を実施し、又は実施しようとする者に対する助言 | 十一 前各号に掲げる業務に関連して必要な交渉及び調査 |
| 二 支援対象食品等流通合理化事業支援団体(認定事業者に対する資金供給その他の支援を行つた団体(以下「食品等流通合理化事業支援団体」という。)のうち第十一條第一項の規定により支援の対象となつたものをいじ。)に対する出資 | 十二 食品等流通合理化事業及び認定事業者に対する資金供給その他の支援を行う事業活動(次条第一項において「食品等流通合理化事業等」という。)を推進するため必要な調査及び情報の提供 | 十三 前各号に掲げる業務に附帯する業務 |

官報(号外)

(食品等流通合理化事業等支援基準)

第十一条 農林水産大臣は、支援機構が食品等流

通合理化事業等の支援(前条第一号から第七号までに掲げる業務によりされるものに限る。以下「食品等流通合理化事業等支援」とい

う。)の対象となる認定事業者又は食品等流通

合理化事業支援団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するに当たつて従

うべき基準(以下「食品等流通合理化事業等支

援基準」という。)を定めるものとする。

2 食品等流通合理化事業等支援基準は、食品等の流通の合理化を通じた農林漁業及び食品流通業の成長発展並びに一般消費者の利益の増進に資することを旨として定めるものとする。

3 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等

支援基準を定めようとするときは、あらかじめ、食品等流通合理化事業等支援の対象となる活動に係る事業を所管する大臣(次条第三項及び第四項において「事業所管大臣」という。)の意見を聽くものとする。

4 農林水産大臣は、食品等流通合理化事業等支援基準を定めたときは、これを公表するものとする。

(支援決定)

第十二条 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援を行おうとするときは、食品等流通合理化事業等支援基準に従つて、その対象となる認定事業者又は食品等流通合理化事業支援

第六条第一項第六号

業務

業務及び食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(平成三年法律第五十九号。以下「食品等流通法」という。)第九条各号に掲げる

団体及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容を決定するものとする。

2 支援機構は、食品等流通合理化事業等支援をするかどうかを決定しようとするときは、あらかじめ、農林水産大臣の認可を受けるものとする。

3 農林水産大臣は、前項の認可の申請があつたときは、遅滞なく、その内容を事業所管大臣に通知するものとする。

4 事業所管大臣は、前項の規定による通知を受けた場合において、当該認定事業者又は食品等流通合理化事業支援団体の属する事業分野の実態を考慮して必要があると認めるときは、農林水産大臣に対して意見を述べることができる。

(支援機構法の適用)

第十三条 第九条の規定により支援機構が営む同条各号に掲げる業務についての支援機構法第六条第一項第六号、第十五条第一項第一号及び第二号並びに第三項、第二十一条第一項第十六号、第二十四条、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条、第二十七条、第三十四条、第三十七条、第三十九条第一項、第二项及び第五項、第四十条、第四十六条、第四十七条並びに第四十八条第五号及び第九号の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる支援機構法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とし、支援機構法第十五条第二項の規定は、適用しない。

| 第一号 | 第二十四条第一項 | 第二十一条第一項 | 第十五条第三項 | 第二十一条第一項 | 第一号 |
|------|----------|----------|--|---|---|
| 業務 | とき | 前各号 | 支援対象事業活動支援団体 | 内容 | 第二十一条第一項第八号 流通法第九条第八号 |
| ないとき | とき | 前各号 | 支援対象事業活動支援団体並びに食品等流通法第九条第一号に規定する支援対象認定事業者(以下「支援対象認定事業者」という。)及び同条第二号に規定する支援対象食品等流通合理化事業支援団体(以下「支援対象食品等流通合理化事業支援団体」という。) | 内容並びに食品等流通法第九条各号に規定する食品等流通合理化事業等支援(食品等流通法第十条第一項において同じ。)の対象となる認定事業者(食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者をいう。)第二十二条第一項第二号及び第四十条において同じ。)又は食品等流通合理化事業支援団体(食品等流通法第九条第二号に規定する食品等流通合理化事業支援団体をいう。第四十条において同じ。)及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容 | 内容並びに食品等流通法第九条各号に規定する食品等流通合理化事業等支援(食品等流通法第十条第一項において同じ。)の対象となる認定事業者(食品等流通法第六条第一項に規定する認定事業者をいう。)第二十二条第一項第二号及び第四十条において同じ。)又は食品等流通合理化事業支援団体(食品等流通法第九条第二号に規定する食品等流通合理化事業支援団体をいう。第四十条において同じ。)及び当該食品等流通合理化事業等支援の内容 |

| 第二十四条第一項 第二号 | | 二十四条第一項 第三号及び第二項 並びに第二十五条 第一項及び第二項 | | 二十四条第一項 第三号及び第二項 並びに第二十五条 第二十六項 | | 第四十七条 第三十九条第二項 | |
|-----------------|----------|--|--|--|---|---|---|
| | | 又は支援対象事業活動支援団体 | | 支援対象事業活動支援団体 | | 食品等流通法第十二条の規定により 読み替えて適用する第三十九条第二項 | |
| | | 寄与する事業 | 支援対象事業活動支援団体 | 支援対象事業活動支援団体並びに支援対象認定事業者及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | 若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象認定事業者若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | とき又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体が認定事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき | とき |
| | | 寄与する事業及び食品等流通合理化事業等支援その他の食品等流通合理化事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業 | 支援対象事業活動支援団体並びに支援対象認定事業者及び支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | 寄与する事業及び食品等流通合理化事業の円滑かつ確実な実施に寄与する事業 | 若しくは支援対象事業活動支援団体又は支援対象認定事業者若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | とき又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体が認定事業者に対し資金供給その他の支援を行わないとき | とき |
| | | この法律 | この法律 | この法律 | この法律 | この法律又は食品等流通法 | この法律又は食品等流通法 |
| | | 業務 | 業務 | 業務 | 業務 | 業務及び食品等流通法第九条各号に掲げる業務 | 業務及び食品等流通法第九条各号に掲げる業務 |
| | | この法律 | この法律 | この法律 | この法律 | この法律又は食品等流通法 | この法律又は食品等流通法 |
| | | 支援対象事業活動支援団体 | 支援対象事業活動支援団体 | 支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | 支援対象事業活動支援団体若しくは支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | (資金の確保) 第十三条 国は、認定計画に従つて行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。 | (資金の確保) 第十三条 国は、認定計画に従つて行われる食品等流通合理化事業に必要な資金の確保に努めるものとする。 |
| | | 支援対象事業活動支援団体 | 支援対象事業活動支援団体 | 支援対象事業活動支援団体又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | 支援対象事業活動支援団体又は支援対象食品等流通合理化事業支援団体 | (指導及び助言) 第十四条 国は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 | (指導及び助言) 第十四条 国は、認定事業者に対し、食品等流通合理化事業の円滑な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。 |
| | | 第三十九条第五項 | 第三十九条第五項 | 第三十九条第一項 | 第三十九条第一項 | 第三款 雜則 | 第三款 雜則 |
| | | 第三十九条第一項 | 第三十九条第一項 | 第三十九条第一項 | 第三十九条第一項 | 第四十八条第九号 | 第四十八条第九号 |
| 第四十六条 | 第三十九条第一項 | 対象事業活動支援団体 | 対象事業活動支援団体 | 対象事業活動支援団体 | 対象事業活動支援団体 | 食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項 | 食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項 |
| 項 | 項 | 対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体 | 対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体 | 対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体 | 対象事業活動支援団体並びに認定事業者及び食品等流通合理化事業支援団体 | 食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項 | 食品等流通法第十二条の規定により読み替えて適用する第三十五条第一項 |
| | | 対象事業活動 | 対象事業活動 | 対象事業活動 | 対象事業活動 | 対象事業活動 | 対象事業活動 |
| | | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第四節 食品等流通合理化促進機構 | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第四節 食品等流通合理化促進機構 | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第四節 食品等流通合理化促進機構 | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第四節 食品等流通合理化促進機構 | 2 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号) 第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するよう努めるものとする。 | 2 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号) 第四条第六項に規定する中央卸売市場又は同法第十三条第六項に規定する地方卸売市場を開設する者は、農林水産大臣の行う食品等流通調査に対して協力するため、農林水産省令で定めるところにより、その保有する情報であつて食品等の取引の状況その他食品等の流通に関するものを提供するよう努めるものとする。 |
| | | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第二章 食品等の取引の適正化のための措置 | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第二章 食品等の取引の適正化のための措置 | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第二章 食品等の取引の適正化のための措置 | 第三章を第二章とし、同章の次に次の二章を加える。 第二章 食品等の取引の適正化のための措置 | 3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行っため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。 4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。 | 3 農林水産大臣は、食品等流通調査を行っため必要があると認めるときは、関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者に対し、必要な協力を求めることができる。 4 関係行政機関及び食品等流通事業者その他の関係事業者は、前項の規定により協力を求められたときは、その求めに応ずるよう努めるものとする。 |
| | | 食品等流通調査(食品等流通調査に基づく措置) | 食品等流通調査(食品等流通調査に基づく措置) | 食品等流通調査(食品等流通調査に基づく措置) | 食品等流通調査(食品等流通調査に基づく措置) | 第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」という。)を行うものとする。 | 第二十七条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」という。)を行うものとする。 |
| | | 第三十九条第一項 | 第三十九条第一項 | 第三十九条第一項 | 第三十九条第一項 | 第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」という。)を行うものとする。 | 第二十八条 農林水産大臣は、食品等の取引の適正化のため、食品等の取引の状況その他食品等の流通に関する調査(以下「食品等流通調査」という。)を行うものとする。 |

(公正取引委員会への通知)

第二十九条 農林水産大臣は、食品等の取引に關し、不公正な取引方法に該当する事実があると思料するときは、公正取引委員会に対し、その事實を通知するものとする。

第三十四条 第十一条第二項の規定に違反して、農林水産大臣の認可を受けなかつた場合には、その違反行為をした支援機構の取締役、会計參與若しくはその職務を行うべき社員又は監査役は、百万円以下の過料に処する。

(附則) (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

び第三十二条の規定 公布の日

二 附則第三条及び第十四条の規定 公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日

三 第一条の規定及び第二条中食品流通構造改善促進法第三章を第二章とし、同章の次に一章を加える改正規定(第二十七条第二項に係る部分に限る)並びに附則第四条、第十五条から第十八条まで及び第三十条の規定 公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日

(卸売市場に関する基本方針に関する経過措置)

第二条 農林水産大臣は、前条第三号に掲げる規定の施行の日(以下「第三号施行日」という。)前においても、第一条の規定による改正後の卸売

市場法(以下「新卸売市場法」という。)第三条の規定の例により、卸売市場に関する基本方針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた卸売市場に関する基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。す。(中央卸売市場又は地方卸売市場の認定に関する経過措置)

第三条 その開設する卸売市場(新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場に該当するものと同一のものとみなす。次項から第四項までにおいて同じ。)について新卸売市場法第四条第一項の認定を受けようとする開設者(新卸売市場法第二条第三項に規定する開設者に該当する者をいう。第三項において同じ。)は、第三号施行日前において第三号施行日において同じ。)は、第三号施行日前において第三号施行日において同じ。)の規定の例により、その申請をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の申請があつた場合においては、第三号施行日前においても、新卸売

市場法第四条第五項及び第五条(次条の規定によりみなしして適用する場合を含む。)の規定により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日において新卸売市場法第四条第一項から第七項までに規定する事項の記載を省略することができる。

3 その開設する卸売市場について新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けようとする開設者は、第三号施行日前においても、同項から同条の認定を受けたものとみなす。

(卸売市場を開設する者の欠格事由に関する経過措置)

4 前項までの規定により、その申請をすることができる。

(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一
部を改正する法律案及び同報告書

いては、第三号施行日前においても、新卸売市

場法第十三条规定により定められた卸売市場に準用する新卸売市場法第五条(次条の規定によりみなしして適用する場合を含む。)の規定により、その認定をすることができる。この場合において、その認定を受けた卸売市場は、第三号施行日ににおいて新卸売市場法第十三条第一項の認定を受けたものとみなす。

5 第一条の規定による改正前の卸売市場法(次条において「旧卸売市場法」という。)第二条第三項に規定する中央卸売市場(次項において「旧中央卸売市場」という。)又は同条第四項に規定する地方卸売市場(次項において「旧地方卸売市場」という。)に係る第一項又は第三項の申請に

ついては、新卸売市場法第四条第二項又は第十一条第二項の規定にかかわらず、卸売市場(新卸売市場法第二条第二項に規定する卸売市場をいう。次項において同じ。)の施設に関する事項その他農林水産省令で定める事項の記載を省略することができる。

6 附則第一条第三号に掲げる規定の施行の際旧中央卸売市場又は旧地方卸売市場に該当している卸売市場は、同号に掲げる規定の施行の際第一項又は第三項の申請について処分が行われていない場合においては、その処分が行われるまでの間は、新卸売市場法第四条第七項又は第十三条第七項の規定にかかわらず、それぞれ中央

卸売市場又は地方卸売市場と称することができ

いては、旧卸売市場法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により旧卸売市場

法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一條第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

7 前項の規定により定められた卸売市場に係る基本方針は、第三号施行日において新卸売市場法第三条の規定により定められたものとみなす。す。

(新卸売市場法第五条(第三号及び第四号に係る部分に限る。)新卸売市場法第十四条において準用する場合を含む。)の規定の適用につ

いては、旧卸売市場法第四十九条第一項(第二号に係る部分に限る。)の規定により旧卸売市場法第八条の認可を取り消され、又は旧卸売市場法第六十五条第一項若しくは第二項の規定により旧卸売市場法第五十五条の許可を取り消された者は、その処分を受けた日において、新卸売市場法第十一條第一項の規定により新卸売市場法第十三条第一項の認定を取り消されたものとみなす。

8 前項の規定により定められた食品等の流通の合理化に関する基本方針は、施行日ににおいて新食品等流通法第四条の規定により定められたものとみなす。

(株式会社日本政策金融公庫の貸付金等に関する経過措置)

9 第六条 第二条の規定による改正前の食品流通構造改善促進法(以下「旧構造改善法」という。)第六条第一項の規定により施行日前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金並びに当該貸付金に係る旧構造改善法第五条第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構

改善法第十条の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

(食品流通構造改善促進機構に関する経過措置)

第七条 この法律の施行の際現に旧構造改善法第十一条第一項の規定による指定を受けている同項に規定する機構(以下「旧機構」という。)は、施行日において新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなす。

2 前項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務のほか、旧構造改善法第十二条(第一号に係る部分に限る。)の規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る同条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この項及び附則第二十八条において「旧債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。

3 前項の債務保証契約に係る旧構造改善法第五条第二項に規定する認定計画に係る変更の認定及び認定の取消し並びに当該認定計画に係る旧構造改善法第十条の規定による報告の徴収については、なお従前の例による。

官報(号外)

3 第一項の認可を受けた業務規程は、施行日に

おいて新食品等流通法第十九条第一項の認可を

受けたものとみなす。

第九条 旧機構は、施行日までに、新食品等流通法第二十条第一項の規定の例により、事業計画及び収支予算の変更をし、農林水産大臣の認可を受けなければならない。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

3 第一項の認可を受けた事業計画及び収支予算は、施行日において新食品等流通法第二十条第一項の認可を受けたものとみなす。

2 農林水産大臣は、旧機構が附則第八条第一項又は前条第一項の規定に違反したときは、

附則第七条第一項の規定により受けたものとみなし、新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定期取り消すことができる。

3 第十一条 政府は、この法律(附則第一条第三号に掲げる規定にあっては、当該規定。附則第三十三条に係る部分に限る。)の規定は、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五条の四(第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連絡親法人又は当該連絡親法人による連絡完全支配関係にある連結子法人(法人税法第二条第十二号の七に規定する連結子法人をいう。以下この項において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、連絡親法人又は当該連絡親法人による連絡完全支配関係にある連結子法人が施行日以前に行つた旧租税特別措置法第六十八条の七十五第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

2 新租税特別措置法第六十五条の四(第一項第十三号に係る部分に限る。)の規定は、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この項において同じ。)が施行日以後に行う新租税特別措置法第六十五条の四第一項に規定する土地等の譲渡に係る法人税について適用し、法人(法人税法昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する土地等の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

3 第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

(登録免許税法の一部改正)

八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定

(一) 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第十五条第一項(卸売業務の許可)の中央卸売市場における卸売業務の許可

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

(登録免許税法の一部改正)

八十五 中央卸売市場における卸売業務の許可又は中央卸売市場の認定

(一) 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改正する法律(平成三十年法律第二号)附則第三条第二項の許可

第十四条 登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

(登録免許税法の一部改正)

第十五条 登録免許税法の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号を次のように改める。

2 農林水産大臣は、前項の認可をしようとするときは、あらかじめ、財務大臣に協議するものとする。

八十五 中央卸売市場の認定

| | | |
|----------------------------|------|----------|
| 卸売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)第四条第一項 | 認定件数 | 一件につき一万五 |
| | 千円 | |

(住民基本台帳法の一部改正)

第十六条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の七十九の項中「第五十五条第一項の許可又は同法第二十一条第一項若しくは第二項の認可」を「第四条第一項若しくは第六条第一項の認定又は同条第二項の届出」に改める。

別表第三の七の二十の項の次に次のように加える。

七の二十一 都道府県知事

卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の十の次に次の一号を加える。

第十四条から第四十六条まで 削除

第十の十一 卸売市場法による同法第十三条第一項若しくは同法第十四条において準用する同法第六条第一項の認定又は同条第二項の届出に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第五第十号の十の次に次の一号を加える。

第十四条から第四十六条まで 削除

| | | |
|-----|---|---|
| 第一項 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第二項 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第三項 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第四項 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第五項 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業等経営強化法(平成十一年法律第十八号)第二十二条第一項第一号に掲げる業務 |

(食料・農業・農村基本法の一部改正)
第二十一条 食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)の一部を次のように改正する。

第四十条第三項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改める。

第二十二条 流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。

第二条第十七号中「食品生産業者等」を「食品等生産業者等」に改め、同号イ中「食品(食品流

通構造改善促進法)」を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)」に改める。

第二十七条第二項中「第二十条第一項第三号」を

「第二十一条」に改める。

第二十条の見出しが「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同項第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流合

理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一項中「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、以下「食品

引の適正化に関する法律」に改め、「第十六条第一項」に、「以下「食品

流通構造改善促進機構」を「食品等流合

理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品生産業者等」

を「食品等生産業者等」に改め、同項第二号及び第三号を削り、同項第四号中「食品生産業者等」

を「食品等生産業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改

め、同号を同項第三号とし、同項第一項中「食

品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

第二十二条の見出しが「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同項第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、「第十二条各号」を「第十六

号」とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改

め、同号を同項第三号とし、同項第一項中「食

品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | |
|-----------------------------|---------------|---|
| 第十八条第一項 | 前条第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 |
| 第十九条第一項 | 第十七条第一号に掲げる業務 | 第十七条第一号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 |
| 第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号 | 第十七条各号に掲げる業務 | 第十七条各号に掲げる業務及び流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律(平成十七年法律第八十五号)の一部を次のように改正する。 |
| 第二十五条第一項第三号 | この節 | この節若しくは流通業務総合効率化促進法 |
| 第三十二条第二号 | 第二十三条第一項 | 流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項 |
| 第三十二条第三号 | 第二十四条 | 流通業務総合効率化促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条 |

| | | |
|-----------------------------|---------------|--|
| 第十八条第一項 | 前条第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律(平成十九年法律第三十九号)の一部を次のように改正する。 |
| 第十九条第一項 | 第十七条第一号に掲げる業務 | 第十七条第一号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項第一号に掲げる業務に掲げる業務 |
| 第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号 | 第十七条各号に掲げる業務 | 第十七条各号に掲げる業務及び地域産業資源活用事業促進法第十二条第一項各号に掲げる業務 |
| 第二十五条第一項第三号 | この節 | この節若しくは地域産業資源活用事業促進法 |
| 第三十二条第二号 | 第二十三条第一項 | 地域産業資源活用事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項 |
| 第三十二条第三号 | 第二十四条 | 地域産業資源活用事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条 |

官 報 (号 外)

(地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の一部改正)

第二十四条 地域経済牽引事業の促進による地域 の成長発展の基盤強化に関する法律(昭一八

る。年法律第四十号)の一部を次のように改正す

第二十条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(一)」「第十一條第一項」を「第十六條第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「第十一條各号」を「第十七條各号」に改め、同項第一号中「食

| | | | | | |
|----------|-------|----------|---|--|--|
| | | | | 第十九条第一項 | 前条第一号に掲げる業務 |
| | | | | 第十七条第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成十九年法律第四十号。以下「地域経済牽引事業促進法」という。)第二十条第一項第一号に掲げる業務 |
| | | | この節 | 第十七条各号に掲げる業務 | 第十七条各号に掲げる業務及び地域経済牽引事業促進法第二十条第一項第一号に掲げる業務 |
| | | 第二十二条第一号 | この節 | 第十七条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務 | 第十七条各号に掲げる業務又は地域経済牽引事業促進法第二十条第一項各号に掲げる業務 |
| 第三十二条第二号 | 第二十四条 | 第三十二条第一号 | より読み替えて適用する第二十三条第一項 | この節若しくは地域経済牽引事業促進法 | この節若しくは地域経済牽引事業促進法 |
| 第三十二条第二号 | 第二十四条 | 第三十二条第一号 | 地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項 | 地 | 地域経済牽引事業促進法第二十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条 |

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等

(中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の一部改正)

第二十五条 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)の一部を次のように改正する。

第十条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法(を)」を「品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律(に)」、「第十一条第一項」を「第十六条第一項」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品(食品

「流通構造改善促進法」を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に關する法律)」に、「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に關する法律)」を「食品等(食品等の製造業者等)を「次号において「食品等(食品等の製造業者等)」に改め、「同項第一号及び第二号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等(食品等の製造業者等)」に改め、同号を同項第一号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品等流通合理化促進機構」を「食品等流通合理化促進法」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | | | |
|-----------------------------|--------------|--|--|--|
| | | | | 第十八条第一項 |
| | | | | 前条第一号に掲げる業務 |
| | | | | （平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項第一号に掲げる業務 |
| | | | | 前条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第十九条第一項 | | 第十七条第一号に掲げる業務 | 第十七条第一号に掲げる業務及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第十一条第一項第一号に掲げる業務 | |
| 第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号 | 第十七條各号に掲げる業務 | 第十七条各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項第一号に掲げる業務 | | |
| 第二十五条第一項第三号 | この節 | 第十七条各号に掲げる業務又は中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項各号に掲げる業務 | | |
| 第二十二条第一号 | 第二十三条第一項 | この節若しくは中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律 | | |
| 第三十二条第三号 | 第二十四条 | 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項 | | |

（米穀の新用途への利用の促進に関する法律の一部改正）

る法律(平成二十一年法律第一一十五号)の一部を次のように改正する。

第十一條の見出しを「(食品等の流通の合理化に
及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改
め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」(「
を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に
関する法律」)に、「第十一條第一項」を「第十六
条第一項」に、「食品流通構造改善促進機構」を
「食品等流通合理化促進機構」に、「第十一條各
号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食

品(食品流通構造改善促進法)を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律)に、「食品を」を「食品等を」に、「以下」の項]を「次号」に、「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同項第一号及び第三号を削り、同項第四号中「食品製造業者等」を「食品等製造業者等」に改め、同号を同項第二号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第一項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

(地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律の一部改正)

第二十七条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十二年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の見出しを「(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律の特例)」に改め、同条第一項中「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に、「第十一条第一項」を「第十六

「食品等流通合理化促進機構」に、「第十二条各号」を「第十七条各号」に改め、同項第一号中「食品等」を「食品流通構造改善促進法」を「食品等(食品等の流通の合理化及び取引の適正化に關する法律)」に、「食品を」を「食品等を」に、「以下」の項」を「次号」に改め、同項中第二号及び第三号を削り、第四号を第一号とし、同項第五号中「前各号」を「前二号」に改め、同号を同項第三号とし、同条第二項中「食品流通構造改善促進機構」を「食品等流通合理化促進機構」に、「食品流通構造改善促進法」を「食品等の流通の合理化及
び取引の適正化に関する法律」に改め、同項の表を次のように改める。

| | | | | |
|----------|-----------------------------|---|--------------------------------------|---|
| | | | | 第十八条第一項 |
| | | | 前条第一号に掲げる業務 | 前条第一号に掲げる業務及び米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十一年法律第二十五号)以下「利用促進法」という。第十一條第一項 |
| | | 第十九条第一項 | 第十七條第一号に掲げる業務 | 第十七條第一号に掲げる業務及び利用促進法第十一条第一項第一号に掲げる業務 |
| | 第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号 | 第十七條各号に掲げる業務 | 第十七條各号に掲げる業務又は利用促進法第十一条第一項各号に掲げる業務 | 一条第一項第一号に掲げる業務 |
| 第三十二条第二号 | 第二十三条第一項 | この節 | この節若しくは利用促進法 | この節若しくは利用促進法 |
| 第三十二条第三号 | 第二十四条 | 利用促進法第十一條第二項の規定により読み替え て適用する第二十三條第一項 | 利用促進法第十一條第二項の規定により読み替え て適用する第二十四條 | 利用促進法第十一條第二項の規定により読み替え て適用する第二十四條 |

| | | | |
|-----------------------------|--|--|--|
| | | | 第十八条第一項 |
| | | 前条第一号に掲げる業務 | |
| 第十九条第一項 | 第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十一年法律第六十七号)第十五条第一項第一号に掲げる業務 | 第十七条第一号に掲げる業務及び地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十一年法律第六十七号)第十五条第一項第一号に掲げる業務 | |
| 第二十三条第一項、第二十四条及び第二十五条第一項第一号 | 第十七条各号に掲げる業務 | 第十七条各号に掲げる業務又は地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律(平成二十一年法律第六十七号)第十五条第一項第一号に掲げる業務 | 第十七条各号に掲げる業務 |
| 第二十五条第一項第三号 | この節 | この節若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律 | この節若しくは地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利 |

官 報 (号外)

| | |
|--|---|
| <p>第二十二条第一号</p> <p>第二十三条第一項 項</p> <p>第二十二条第三号</p> <p>第二十四条</p> <p>第二十二条第一項 第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>第二十八条 附則第七条第一項の規定により新食品等流通法第十六条第一項の規定による指定を受けたものとみなされた旧機構は、新食品等流通法第十七条各号に掲げる業務及び旧債務保証業務等のほか、次の各号に掲げる規定により施行日前に旧機構が締結した債務保証契約に係る該各号に定める規定に掲げる業務及びこれに附帯する業務(以下この条において「旧特例債務保証業務等」という。)を行うものとする。この場合において、旧特例債務保証業務等は、新食品等流通法の適用については、新食品等流通法第十七条第一号に掲げる業務及びこれに附帯する業務とみなす。</p> <p>一 附則第十九条の規定による改正前の中市中心街地の活性化に関する法律第五十四条(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>二 附則第二十条の規定による改正前の中企業等経営強化法第二十二条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>三 附則第二十二条の規定による改正前の流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律</p> | <p>第二十三条第一項 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十三条第一項</p> <p>第二十四条 地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第二項の規定により読み替えて適用する第二十四条</p> <p>第二十条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>第二十一条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>第二十二条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>第二十三条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>第二十四条 企業による地域産業資源を活用した事業活動の促進に関する法律第十二条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>五 附則第二十四条の規定による改正前の地域基盤強化に関する法律第二十条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>六 附則第二十五条の規定による改正前の中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第十条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>七 附則第二十六条の規定による改正前の米穀の新用途への利用の促進に関する法律第十一條第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>八 前条の規定による改正前の地域資源を活用した農林漁業者等による新事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に関する法律第十五条第一項(第一号に係る部分に限る。) 同号</p> <p>第三十条 農林水産省設置法(平成十一年法律第</p> |
| | <p>第二十九条 施行日が産業競争力強化法等の一部改正する法律(平成三十年法律第一号)の施行の日前である場合には、附則第二十条中の「第二十二条第一項第一号」とあるのは「第二十条の」と、第二十二条第一項第一号と、「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十条第一項各号」と、「第二十二条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、第二十二条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とする。</p> <p>二条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、前条第二号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とする。</p> <p>「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項」と、二条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、前条第二号中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とする。</p> <p>〔中小企業等経営強化法の一改訂に伴う調整規定〕</p> <p>第二十九条 施行日が産業競争力強化法等の一部改正する法律(平成三十年法律第一号)の施行の日前である場合には、附則第二十条中の「第二十二条第一項第一号」とあるのは「第二十条の」と、第二十二条第一項第一号と、「第二十二条第一項各号」とあるのは「第二十条第一項各号」と、「第二十二条第二項」とあるのは「第二十条第二項」と、第二十二条第一項中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とあるのは「第二十条第一項」とする。</p> <p>〔罰則に関する経過措置〕</p> <p>第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>〔政令への委任〕</p> <p>第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>〔理由〕</p> <p>最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関する、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>〔議案の目的及び要旨〕</p> <p>本案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関する、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行う</p> |
| | <p>九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第八号中「卸売市場の整備及び監督」の下に「その他卸売市場」を加える。</p> <p>〔罰則に関する経過措置〕</p> <p>第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>〔政令への委任〕</p> <p>第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>〔理由〕</p> <p>最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関する、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>〔議案の目的及び要旨〕</p> <p>本案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関する、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行う</p> |
| | <p>九十八号)の一部を次のように改正する。</p> <p>第四条第一項第八号中「卸売市場の整備及び監督」の下に「その他卸売市場」を加える。</p> <p>〔罰則に関する経過措置〕</p> <p>第三十二条 この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後に行った行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。</p> <p>〔政令への委任〕</p> <p>第三十二条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む。)は、政令で定める。</p> <p>〔理由〕</p> <p>最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関する、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行うとともに、食品等に関し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。</p> <p>〔議案の目的及び要旨〕</p> <p>本案は、最近における食品等の流通の多様化に対応するため、卸売市場に関する、許認可制に代えて認定制を設ける等の規制の見直しを行う</p> |

とともに、食品等に対し、流通の合理化を計画的に図る事業に対する支援、取引の適正化のための調査等の措置を講ずるものであり、その主な内容は次のとおりである。

1 卸売市場法の一部改正

(一) 農林水産大臣は、卸売市場の業務の運営、施設等に関する基本的な事項を明らかにするため、卸売市場に関する基本方針を定めるものとすること。

(二) 農林水産大臣又は都道府県知事は、生鮮食料品等の公正な取引の場として、差別的取扱いの禁止、売買取引の条件や結果の公表等の取引ルールを遵守し、適正かつ健全な運営を行うことができる卸売市場を、基本方針等に即して中央卸売市場又は地方卸売市場として認定するものとすること。

(三) 農林水産大臣及び都道府県知事は、認定した卸売市場の名称等を公示するとともに、開設者に対し、指導及び助言、措置命

令又は認定の取消しを行うことができるものとすること。

(四) 国は、食品等の流通の合理化に取り組む中央卸売市場の開設者に対し、予算の範囲内において、その施設の整備に要する費用の十分の四以内を補助することができるものとすること。

2 食品流通構造改善促進法の一部改正

(一) 法律の題名を「食品等の流通の合理化及び取引の適正化に関する法律」に改めることがある。

(二) 農林水産大臣は、食品等の流通の合理化

を図る事業を実施しようとする者が講ずべき食品等の流通の効率化、品質・衛生管理の高度化等の措置を明らかにするため、食品等の流通の合理化に関する基本方針を定めるものとすること。

(二) 農林水産大臣は、基本方針等に即して食品等流通合理化事業に関する計画を認定することとし、認定を受けた者は、その計画の実施に当たり、株式会社農林漁業成長産業化支援機構による出資等の支援措置を受けることができるものとすること。

(三) 農林水産大臣は、災害救助法の一部を改正する法律案

平成三十年五月八日
右
国会に提出する。

災害救助法の一部を改正する法律案

内閣総理大臣 安倍 晋三

災害救助法の一部を改正する法律案

平成三十年五月八日
内閣総理大臣 安倍 晋三

2 前項の規定による指定(以下この条において「指定」という。)は、内閣府令で定めるところにより、同項の救助を行おうとする市の申請により行う。

3 内閣総理大臣は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聽かなければならない。

4 内閣総理大臣は、指定をしたときは、直ちにその旨を公示しなければならない。

5 前各項に定めるもののほか、指定及びその取消しに関し必要な事項は、内閣府令で定める。

(都道府県知事による連絡調整)

第二条の三 都道府県知事は、救助実施市の区域及び当該救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した第二条に規定する災害に際し、当該都道府県知事及び当該救助実施市の長が行う救助において必要となる物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、当該救助実施市の長及び物資の生産等(生産、集荷、販売、配給、保管又は輸送をいう。以下同じ。)を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うものとする。

第三条の見出し中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改め、同条中「都道府県知事」を「都道府県知事又は救助実施市の長(以下「都道府県知事等」という。)」に改める。

第四条第二項中「都道府県知事」を「都道府県知事等」に改める。

第五条第一項中「生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第二条の二 救助実施市(その防災体制、財政状況その他の事情を勘案し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する市をいう。以下同じ。)の区域内において前条に規定する災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助は、同条の規定にかかわらず、当該救助実施市の長が行う。

管若しくは輸送」を「生産等」に改める。

第五条第一項中「生産、集荷、販売、配給、保

章中同条を第三十条とし、第二十八条の次に次の
一条を加える。

第二十九条 災害救助基金が第二十三条の規定に
よる最少額を超えて積み立てられている都道府
県等は、当該最少額を超える部分の金額の範囲
内において、災害救助基金を取り崩すことがで
きる。

附 則

第一条 この法律は、平成三十一年四月一日から
(施行期日)

施行する。ただし、附則第四条の規定は、卸売
市場法及び食品流通構造改善促進法の一部を改
正する法律(平成三十年法律第 号)の公布
の日又はこの法律の施行の日のいずれか遅い日
から施行する。
(地方自治法の一部改正)

第二条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七
号)の一部を次のように改正する。

別表第一災害救助法(昭和二十二年法律第百
八号)の項を次のように改める。

| | |
|--|---|
| (住民基本台帳法の一部改正) | 災害救助法(昭和二十二年 法律第百十八号) |
| 第三条 住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)の一部を次のように改正する。 別表第二中一の五の項を一の七の項とし、一の二の項から一の四の項までを二項ずつ繰り下げ、 一の項の次に次のように加える。 | この法律の規定により地方公共団体が処理することとされてい る事務のうち次に掲げるもの |
| 一 の二 災害救助法(昭和二十 二年法律第百十八号)第二条 の二第一項に規定する救助実 施市(次項及び別表第四の一 の二の項において「救助実施 市」という)の長 | 一 第四条第二項、第七条第一項及び第二項、同条第四項にお いて準用する第五条第二項、第七条第五项、第八条、第九条 第一項、同条第二項において準用する第五条第二項及び第三 項、第十一条第一項及び第二項 同条第三項において準用する 第六条第三項、第十一條、第十二条並びに第十四条の規定に より都道府県等が処理することとされている事務 |
| 二 第二条及び第十三条第一項の規定により都道府県が処理す ることとされている事務 | 二 第二条の二第一項の規定により救助実施市が処理すること とされている事務 |
| 三 第十三条第二項の規定により災害発生市町村が処理するこ ととされている事務 | 三 第二条の二第一項の規定により救助実施市が処理すること ととされている事務 |

| |
|--|
| 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶 助金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 別表第三中七の八の項を削り、七の九の項を七の八の項とし、七の十の項から七の二十一の項まで を一項ずつ繰り上げる。 |
| 別表第四中一の六の項を一の八の項とし、一の二の項から一の五の項までを二項ずつ繰り下げ、 一の項の次に次のように加える。 |

一の二 都道府県知事
別表第三中七の八の項を削り、五の十四の項を五の十三の項とし、五の十五の項から五の三十
四の項までを一項ずつ繰り上げる。
別表第三中一の三の項を一の四の項とし、一の二の項を一の三の項とし、一の項の次に次のよう
に加える。

一の三 災害救助法第二条の救助又は同法第十二条の扶
助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規
定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに關
する事務であつて総務省令で定めるもの

災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第
十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定
めるもの

災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶
助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規
定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに關
する事務であつて総務省令で定めるもの

| | |
|---|---|
| 一の二 救助実施市の長 | 災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第 十二条の扶助金の支給に関する事務であつて総務省令で定 めるもの |
| 一の三 災害発生市町村の長 | 災害救助法による同法第二条の救助又は同法第十二条の扶 助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規 定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定めるもの |
| 一の四 災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第 十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規 定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定めるもの | 災害救助法による同法第二条の二第一項の救助又は同法第 十二条の扶助金の支給に関する事務のうち、同法第十三条第一項の規 定により災害発生市町村の長が行うこととされたものに關 する事務であつて総務省令で定めるもの |

別表第四中四の十三の項を削り、四の十四の
項を四の十三の項とし、四の十五の項から四の
三十四の項までを一項ずつ繰り上げる。

別表第五中第一号の三を第一号の四とし、第一
号の二を第一号の三とし、第一号の次に次の
一号を加える。

別表第五中第九号の五を削り、第九号の六を
第九号の五とし、第九号の七を第九号の六とす
る。

別表第五中第九号の五を削り、第九号の六を
第九号の五とし、第九号の七を第九号の六とす
る。

(卸売市場法及び食品流通構造改善促進法の一
部を改正する法律の一部改正)

第四条 卸売市場法及び食品流通構造改善促進法
の一部を改正する法律の一部を次のように改正
する。

附則第十六条のうち住民基本台帳法別表第三

外 報 号 ()

の七の二十の項の次に次のように加える改正規定中「別表第三の七の二十の項」を「別表第三の七の十九の項」に、「七の二十一」を「七の二十」に改める。

理 由

災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

災害救助法の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

本案は、東日本大震災、平成二十八年熊本地震を教訓に、今後の災害に備えるため、内閣総理大臣の指定する救助実施市長による救助の実施に係る制度を創設することにより、災害救助の円滑かつ迅速な実施を図ろうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 救助実施市長による救助の実施

(一) 防災体制、財政状況その他の事情を勘案

し、災害に際し円滑かつ迅速に救助を行うことができるものとして内閣総理大臣が指定する救助実施市の長が、その市の区域内において一定程度の災害により被害を受け、現に救助を必要とする者に対する救助を行うこと。

(二) 内閣総理大臣による指定は、内閣府令で

| |
|---|
| 定めることにより、救助を行おうとする市の申請により行うこととし、内閣総理大臣は、当該指定をしようとするときは、あらかじめ、指定をしようとする市を包括する都道府県の知事の意見を聽かなければならぬこと。 |
| 都道府県知事による連絡調整 |
| 都道府県知事は、救助実施市の区域及び救助実施市以外の市町村の区域にわたり発生した一定程度の災害に際し、救助において必要な物資の供給又は役務の提供が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市の長及び物資の生産等を業とする者その他の関係者との連絡調整を行うこと。 |
| 救助に要した費用の支弁区分 |
| 救助実施市の長による救助に要する費用は、救助実施市が支弁すること。 |
| 国庫負担 |
| 国庫は、救助実施市が支弁した費用等の合計額が一定の額以上となる場合において、その一部を負担すること。 |
| 災害救助基金 |
| (一) 救助実施市は、費用の支弁の財源に充てるため、災害救助基金を積み立てておかなければならぬこと。 |
| (二) 災害救助基金の各年度における最少額は、都道府県又は救助実施市の区分に応じて定める額とし、災害救助基金が最少額に達していない場合は、一定の金額を積み立てなければならないこと。 |

| |
|--|
| (三) 灾害救助基金が最少額を超えて積み立てられている都道府県又は救助実施市は、当該最少額を超える部分の金額の範囲内において、災害救助基金を取り崩すことができること。 |
| 施行期日 |
| この法律は、平成三十一年四月一日から施行すること。 |
| 議案の可決理由 |
| 災害救助の円滑かつ迅速な実施を図るため、内閣総理大臣の指定する救助実施市の長による救助の実施に係る制度を創設しようとする本案は、妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。 |
| 右報告する。 |

平成三十一年五月二十四日

災害対策特別委員長 望月 義夫
衆議院議長 大島 理森殿

ギャンブル等依存症対策基本法案
右の議案を提出する。

平成三十一年五月十六日

提出者

中谷 元

萩生田光一 柴山 昌彦

舛屋 敬悟

佐藤 茂樹 赤羽 一嘉

賛成者 浦野 靖人

井上 貴博外二十一名

| 目次 | 第一章 総則(第一条～第十二条) | 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条) | 第三章 基本的施策(第十四条～第二十三条) | 第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部(第二十四条～第三十六条) |
|--|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|-----------------------------------|
| 第一條 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に關し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図ることとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。 (定義) | 第一章 総則 | 第一章 総則 | 第一章 総則 | 第一章 総則 |
| 第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等(法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条において同じ。)にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。 | 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条) | 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条) | 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条) | 第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等(第十二条・第十三条) |
| | | | | |

(基本理念)

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これららの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。(アルコール、薬物等に対する依存に関する施設との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのつとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのつとり、ギャンブル等依存症対策に関して、国等依存症問題啓発週間を設ける。

との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうち、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者(第十五条及び第三十一条第二項において「関係事業者」という。)は、

国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行って、ギャンブル等依存症の予防等(発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。)に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題(ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいいう。以下同じ。)に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画(以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。)を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に鑑する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画(以下「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。)を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法(平成十四年法律第二百三号)第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法(平成二十五年法律第二百九号)第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であつてギャンブル等依存症対策に関する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに実施する責務を有する。

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

6 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間に於ける調査の結果を公表しなければならない。

策推進本部長(以下「本部長」という。)とし、内閣官房長官をもつて充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。
(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長(以下「副本部長」という。)を置き、國務大臣をもつて充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。
(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあっては、副本部長に充てられたものを除く。)をもつて充てる。

一 國家公安委員会委員長
二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)
三 内閣府設置法第十一條の二の特命担当大臣
四 総務大臣
五 法務大臣
六 文部科学大臣
七 厚生労働大臣
八 農林水産大臣
九 経済産業大臣
十 國土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の國務大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認められる者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるものほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力をを行ななければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第二百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第二百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)

第三十二条 本部に係る事項については、内閣法(昭和十二年法律第五号)にいう主任の大臣(主任の大臣)

第三十三条 関係者会議の委員は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。
(事務)

第三十四条 本部に關する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(政令への委任)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和十二年法律第五号)にいう主任の大臣(主任の大臣)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に關し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

2 本部に定める事項のほか、この法律の規定に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関する基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進する必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

理由

本案は、ギャンブル等依存症対策基本法案(中谷元君外七名提出)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨

本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、

官報(号外)

ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するもので、その主な内容は次のとおりである。

1 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ばらんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいうこと。

2 ギャンブル等依存症対策は、ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援すること等を基

本理念として行われなければならないこと。

3 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たつては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされること。

4 国、地方公共団体、関係事業者、国民及びギャンブル等依存症対策に関連する業務に從事する者の責務を規定すること。

5 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならないこと。

6 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定しなければならないこと。

7 基本的施策として、国及び地方公共団体

は、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援等の施策を講ずるものとすること。

8 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部を置くこと。また、同本部は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき等には、同本部に置かれるギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見をあらかじめ聽かなければならぬこと。

9 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行すること。

二 議案の可決理由

本案は、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するものであり、妥当なものと認め、可決すべきものと議決した次第である。

右報告する。

平成三十年五月二十五日

内閣委員長 山際大志郎
衆議院議長 大島 理森殿

官 報 (号 外)

平成三十年五月二十五日 衆議院會議錄第三十号

明治三十五年三月三十日
第一種郵便物認可

| |
|-------------------|
| 發行所 |
| 二東京一〇番五號五區八虎ノ門四丁目 |
| 獨立行政法人國立印刷局 |
| 電話 |
| 03(3587)4294 |
| 定価 |
| (本体 二三六円) |